

パワー・カレンシー

介護保障タイプ

マニュライフ生命の外貨建定額個人年金保険 | Power Currency

ご契約のしおり/約款

は　じ　め　に

このたびはマニュライフ生命の「パワー・カレンシー（介護保障タイプ）」をご検討いただきまして、ありがとうございます。この冊子は「パワー・カレンシー（介護保障タイプ）」をご契約いただくにあたって知りたい事項を記載しておりますので、ぜひご一読いただき、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存しご活用ください。

この冊子の構成

ご契約のしおり

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特徴としくみ、保障内容や諸手続きなどについて、わかりやすく説明しています。

約　款

ご契約についてのとりきめを記載しており、普通保険約款（主契約）と特約条項（特約）で構成されています。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解ください。

この保険のご検討にあたってのご留意事項

「外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)」および
「外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)
付)」には運用のリスクがあります

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と介護年金・年金・死亡給付金などをお支払いする通貨が異なる場合などに、為替相場の変動による影響を受けます。
 - したがいまして、「介護年金または年金の支払総額や死亡給付金額などを保険料の払込通貨で換算した場合の金額」が、「ご契約時にお払込みいただいた金額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - 為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。
 - この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を、契約日から30年以内の解約返戻金額、介護年金の一括支払および年金の一括支払による支払金額に反映させます^{*1}(市場価格調整)。また、解約返戻金額または介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
- *1 外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合は、契約日から終身にわたり介護年金の一括支払による支払金額に反映させます。
- したがいまして、次の金額^{*2}が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - ・「解約返戻金額」
 - ・「介護年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額
 - ・「年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額
- *2 一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額
- ※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

この保険にかかる費用は次のとおりです

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、契約日から10年以内の解約、一部解約時および介護年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

- 保険関係費
 - ◆保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。
- ※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「死亡保障に必要な費用」はありません。

●解約、一部解約時および介護年金の一括支払時にご負担いただく費用

- ◆契約日から10年以内の解約、一部解約時および介護年金の一括支払時には、契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日^{*1}までの経過年数に応じて解約控除をご負担いただきます。

項目	費用
解約控除	解約に相当する部分の積立金額 ^{*2} に、経過年数に応じて7.0%～2.5%の解約控除率を乗じた金額

*1 介護年金の一括支払の場合は、介護年金の一括支払の請求書類をマニュライフ生命が受付した日とします。

*2 介護年金の一括支払の場合は、介護年金の支払保証部分の現価とします。

*外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「解約」および「一部解約」のお取扱いはありません。

*解約控除に関する詳しい内容については「13. 解約、一部解約および解約返戻金について」をご覧ください。

●外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

◆一時払保険料を外貨でお払込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります。(詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

◆介護年金、年金、死亡給付金などを外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。(詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

◆次の①～③の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)^{*3}との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、④の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)^{*3}との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

①「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払込みいただく場合

②「円支払特約A型」を付加し、介護年金、年金、死亡給付金などを円でお支払いする場合

③「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合

④「保険料米ドル入金特約A型」などを付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払込みいただく場合

*3 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
	契約通貨のTTM - 50銭	
④ 「保険料米ドル入金特約A型」などの為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	

*2019年5月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

*外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

その他ご留意いただきたい事項

共通

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)

- 保険契約締結の際に契約通貨として、米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択していただきます。
 - ◆保険契約締結後に契約通貨を変更することはできません。
- この保険では、保険契約締結の際に「年金支払総額保証付終身介護年金特約」または「年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)」が付加されています。
 - ◆「年金支払総額保証付終身介護年金特約」または「年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)」のみの解約をすることはできません。

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)

- 介護年金の種類は年金支払総額保証付終身介護年金、年金の種類は年金支払総額保証付終身年金です。
 - 介護年金は、被保険者が公的介護保険制度における要介護2以上の認定を受け、その要介護2以上の認定の効力が介護保障期間中に生じたときにお支払いします。
 - ◆公的介護保険制度における要介護2以上の認定の効力が責任開始期に生じていた場合(責任開始期以後に被保険者が要介護2以上の状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が責任開始期前において生じることとなった場合を含みます。)には、保険契約は無効とします。この場合、一時払保険料をご契約者に払い戻します。
 - ◆介護年金額は、介護年金支払開始日の前日の積立金額に、契約日における介護年金額算出率を乗じた金額となります。したがいまして、介護年金額は介護年金支払開始日まで確定しません。
 - 介護年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合でも、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が介護年金の保証金額より少ないと、介護年金を介護年金受取人にお支払いします。
 - ◆介護年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合の一時金のお取扱いはありません。
 - 年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合でも、すでに支払事由の生じた年金の合計額が年金の保証金額より少ないと、年金を年金受取人にお支払いします。
 - ◆年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合の一時金のお取扱いはありません。
 - 介護年金または年金の合計額は、被保険者の生死にかかわらず介護年金の保証金額または年金の保証金額を保証します。
 - ◆解約または介護年金もしくは年金の一括支払をした場合、解約返戻金額*または介護年金もしくは年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金もしくは年金の合計額との総額*は、介護年金の保証金額または年金の保証金額を下回ることがあります。
- *一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)

- 介護年金の種類は年金支払総額保証付終身介護年金です。
- 契約日を介護年金支払開始日とし、第1回の介護年金を介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日にお支払いします。
 - ◆介護年金のお支払いは、被保険者が公的介護保険制度における要介護2以上の認定を受け、その要介護2以上の認定の効力が契約日(介護年金支払開始日)に生じていることを要します。
 - ◆介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過する日まで、介護年金の一括支払はお取扱いできません。
- ◆第1回の介護年金について、介護年金の分割支払はできません。

- 介護年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合でも、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が保証金額より少ないと、介護年金を介護年金受取人にお支払いします。
◆介護年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合の一時金のお取扱いはありません。
- 介護年金の合計額は、被保険者の死にかかわらず保証金額を保証します。
◆介護年金の一括支払をした場合、介護年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金の合計額との総額は、保証金額を下回ることがあります。

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、マニュライフ生命に対して、お客様を「特定投資家以外のお客様」(以下、「一般投資家」といいます。)として取り扱うようお申し出いただくことができます。お手続き方法や制度の詳細の説明を希望される場合はマニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにお申し付けください。
 - 過去に上記のお手続きをされているお客様につきましては、「特定投資家」として取り扱うようお申し出いただくまでは、「一般投資家」としてお取扱いいたします。「特定投資家」として取り扱うようお申し出いただく場合には、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。
- ※法令の規定により上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分制度を設けておりますが、マニュライフ生命の生命保険契約に関しては、「特定投資家」として取り扱う場合と、「一般投資家」として取り扱う場合とで、お手続きその他に相違は一切ありません。(特定投資家に対しても一般投資家と同様の商品説明等をいたします。)

投資型商品カスタマーセンター TEL 0120-925-008

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

ご契約のしおり

パワー・カレンシー

介護保障タイプ

マニュライフ生命の外貨建定期個人年金保険 | Power Currency

ご契約についての重要な事項、諸手続き、税法上の扱いなど、
ぜひ知りたい事項をわかりやすくまとめたものです。
約款とあわせて、ぜひご一読いただき、
ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

目 次

ご契約のしおり	5
■主な保険用語のご説明.....	8
1. 主な保険用語のご説明	8
■お願いとお知らせ.....	12
2. お願いとお知らせ	12
■特徴としくみ.....	20
3. 特徴としくみ	20
4. 積立利率	22
5. 死亡給付金・介護年金・年金	23
6. 特約について	30
■給付金などを支払わない場合.....	34
7. 死亡給付金などをお支払いできない場合について	34
■ご契約についての大切なことがら.....	36
8. 告知義務について	36
9. 詐欺による取消について	36
10. 不法取得目的による無効について	36
11. ご契約上の責任はこの時から開始します	36
12. ご契約者などへの情報提供	37
13. 解約、一部解約および解約返戻金について	38
14. 介護年金・年金の一括支払	42
15. 差押債権者、破産管財人等による解約および死亡給付金受取人等によるご契約の存続について	50
16. 受取人の変更について	51
17. 契約者配当金	52
18. 介護年金・年金などのご請求方法について	53
19. 生命保険の税務	55
20. 被保険者によるご契約者への解約の請求について	57
■各種お手続きについて.....	58
21. 各種お手続きについて	58
22. クーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）のお申し出の方法	58
約款	61

●約款本文の目次は61ページに記載しております。

次のような場合には、該当するページをご覧ください。

【介護年金、年金、死亡給付金などのお支払い】

介護年金、年金、死亡給付金などの請求手続きは?



18. 介護年金・年金などの
ご請求方法について ▶ P.53

介護年金、年金などが
支払われる場合は?



5. 死亡給付金・介護年金・年金 ▶ P.23

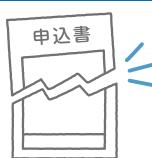
死亡給付金などが
支払われない場合は?



7. 死亡給付金などをお支払い
できない場合について ▶ P.34

【ご契約後について】

申込みを撤回したい



22. クーリング・オフ
(お申込みの撤回・ご契約の解除)
お申し出の方法 ▶ P.58

住所が変わったとき／
結婚したとき(改姓)



21. 各種お手続きについて ▶ P.58

受取人を変えたい



16. 受取人の
変更について ▶ P.51

保険を解約したい



13. 解約、一部解約および解約返戻金について ▶ P.38

保険にかかる税金について知りたい



19. 生命保険の税務 ▶ P.55

※各種取扱いにおける利率については、マニュライフ生命ホームページをご参照ください。

1

主な保険用語のご説明

●この冊子をお読みいただくにあたってご参考ください。

共通

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)

あ

いちじぱらいほけんりょう
一時払保険料

ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。ただし、契約通貨と異なる通貨でお払込みいただいた場合は、契約通貨に換算したお金のことをいいます。

か

かいごねんkinうけとりにん
介護年金受取人

介護年金を受け取る人のことで、ご契約者が指定します。

かいごねんkinがくさんしゅつりつ
介護年金額算出率

介護年金額および介護年金の保証金額を計算する際に用いる率のことといい、積立利率等にもとづき設定されます。

かいごねんkinしほらいそうがくほしょうわりあい
介護年金支払総額保証割合

介護年金の保証金額を計算する際に用いる率のことをいいます。

かいごねんkinしほらいび
介護年金支払日

介護年金支払開始日およびその後に到来する介護年金支払開始日の毎年の応当日のことをいいます。

けいやくおうとうび
契約応当日

ご契約後の毎年の契約日に対応する日のことです。

けいやくつうか
契約通貨

保険契約締結の際に選択していただいた主契約における通貨のことといいます。

けいやくねんれい
契約年齢

契約における被保険者の満年齢です。ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

けいやくび
契約日

期間および年齢などの計算の基準となる日をいい、責任開始日を契約日とします。

こうけいかいごねんkinうけとりにん
後継介護年金受取人

介護年金支払開始日以後、介護年金受取人が死亡したときにその介護年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継する人のことをいいます。

こうてきかいごほけんせいど
公的介護保険制度

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく介護保険制度のことをいいます。

さ

しうけいやくとくやく
主契約と特約

普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

じょうほうたんまつりよう
情報端末を利用した
もうしこ
お申込み

携帯端末等の情報処理機器（情報端末）を利用してご契約のお申込みをいいます。「情報端末による保険契約の申込等に関する特約」を付加することで、情報端末を利用したお申込みができます。

せきにんかいしきび
責任開始期(日)

申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

た

たいこきゃくでんしんうりそば
対顧客電信売相場(TTS)

銀行などで円貨を外貨に交換する際の為替レートのことをいいます。

**たいこきやくでんしんかいそうば
対顧客電信買相場(TTB)**

銀行などで外貨を円貨に交換する際の為替レートのことをいいます。

**たいこきやくでんしんばいばいそうばなかね
対顧客電信売買相場の仲値(TTM)**

TTSとTTBの平均値で、銀行などが取引に使う基準値のことをいいます。

**つみたてりりつ
積立利率**

積立金額の計算および市場価格調整率の計算等に用いる利率のことをいい、マニュライフ生命の定める所定の指標金利にもとづき設定されます。

は

**ひほけんしゃ
被保険者**

生命保険の対象として、保険がつけられている人のことをいいます。

**ほけんけいやくしゃ
保険契約者**

マニュライフ生命と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（たとえば、ご契約内容の変更などの請求権）と義務（たとえば、保険料の支払義務）を持つ人のことをいいます。

**ほけんねんど
保険年度**

契約日から起算した1年ごとの期間のことをいいます。契約日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

**ほけんりょう　はらいこみつうかかん　とくやく
保険料の払込通貨に関する特約**

「保険料米ドル入金特約A型」など、契約通貨建の保険料を契約通貨と異なる通貨によりお払込みいただくために付加する特約の総称です。

や

**やっかん
約款**

ご契約者とマニュライフ生命が保険契約上とりかわすお約束の内容を規定するものです。

**ようかいごにんてい
要介護認定**

介護保険法における要介護認定のことをいいます。

**ようかいごにんていこうりょく
要介護認定の効力**

介護保険法における効力のことをいいます。

外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)

か

**かいごねんきん
介護年金**

年金支払総額保証付終身介護年金特約条項に定める年金支払総額保証付終身介護年金の支払事由に該当したときに支払われるお金のことをいいます。

**かいごねんきんげんし
介護年金原資**

支払われる介護年金の原資のことをいい、介護年金支払開始日の前の積立金額となります。

**かいごねんきんしはらいかいし
介護年金支払開始日**

第1回の介護年金の支払事由が生じた日のことをいいます。

**かいごねんきんしはらいねんど
介護年金支払年度**

介護年金支払開始日から起算した1年ごとの期間のことをいいます。

**かいごねんきんしあらいほしょうぶぶん
介護年金の支払保証部分**

介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に基準となる金額で、被保険者の生死にかかわらずお支払いする介護年金の合計額のうち、介護年金支払日が未到来の介護年金のことをいいます。

**かいごねんきんほしょうきんがく
介護年金の保証金額**

被保険者の生死にかかわらずお支払いする介護年金の合計額のことをいいます。

かいごほしょうきかん 介護保障期間

ご契約者がマニュライフ生命の定める取扱範囲内で指定した期間をいい、契約日を基準として計算を行ないます。この期間内に介護年金や死亡給付金の支払事由が生じた場合、お支払い対象となります。

かいやくこうじょ 解約控除

解約返戻金額および契約日から10年以内の介護年金の一括支払による支払金額を計算する際、契約日からの経過年数に応じてご負担いただく費用のことをいいます。

かいやくへんれいきん 解約返戻金

ご契約が解約されたときなどに、ご契約者に払い戻すお金のことをいいます。

きほんほけんきんがく 基本保険金額

死亡給付金をお支払いする際に基準となる金額で、一時払保険料は基本保険金額と同額になります。ただし、保険契約締結後に一部解約された場合に、基本保険金額は減額されます。

こうけいねんきんうけとりにん 後継年金受取人

年金支払開始日以後、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継する人のことをいいます。

しじょうかかくちょうせい 市場価格調整

解約返戻金額または介護年金もしくは年金の一括支払による支払金額を計算する際、市場金利に応じた運用資産（債券など）の価格変動を解約返戻金額または介護年金もしくは年金の一括支払による支払金額に反映させることをいいます。

しじょうかかくちょうせいてきようきかん 市場価格調整適用期間

解約返戻金額または介護年金もしくは年金の一括支払による支払金額を計算する際、市場価格調整が適用される期間をいいます。

しせいたいりせいきゅうにん 指定代理請求人

介護年金受取人または年金受取人が被保険者の場合で、介護年金受取人が介護年金を、年金受取人が年金を請求できない事情があるとマニュライフ生命が認めたときに、介護年金受取人の代理人として介護年金を、年金受取人の代理人として年金を請求することができる人のことをいいます。

しほうきゅうふきん 死亡給付金

被保険者が介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前に死亡されたときに、マニュライフ生命からお支払いするお金のことをいいます。

しほうきゅうふきんうけとりにん 死亡給付金受取人

死亡給付金を受け取る人のことで、ご契約者が指定します。

つみたてきん 積立金

将来の介護年金、年金、死亡給付金などをお支払いするために一時払保険料を積み立てた部分のことをいいます。

ねんきん 年金

年金支払総額保証付終身介護年金特約条項に定める年金支払総額保証付終身年金の支払事由に該当したときに支払われるお金のことです。

ねんきんうけとりにん 年金受取人

年金を受け取る人のことで、ご契約者が指定します。

ねんきんがくさんしゅつりつ 年金額算出率

年金額および年金の保証金額を計算する際に用いる率のことといい、積立利率等にもとづき設定されます。

ねんきんげんし 年金原資

支払われる年金の原資のことで、年金支払開始日の前日の積立金額となります。

ねんきんしへらいかいしひ 年金支払開始日

介護保障期間満了の日の翌日のことをいいます。

さ

た

な

**ねんきん し はらいそうがく ほ しょうわりあい
年金支払総額保証割合**

年金の保証金額を計算する際に用いる率のことをいいます。

**ねんきん し はらい び
年金支払日**

年金支払開始日およびその後に到来する年金支払開始日の毎年の応当日のことをいいます。

**ねんきん し はらい ほ しょう ぶ ぶん
年金の支払保証部分**

年金の一括支払による支払金額を計算する際に基準となる金額で、被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち、年金支払日が未到来の年金のことをいいます。

**ねんきん ほ しょうきんがく
年金の保証金額**

被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のことをいいます。

**ほ けんしょうけん かい ご ねんきんしょうしょ
保険証券・介護年金証書・
ねんきんしょうしょ
年金証書**

基本保険金額や年金支払開始日などのご契約内容を具体的に記載したものです。

は

外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)

か

**かい ご ねんきん
介護年金**

年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)条項に定める年金支払総額保証付終身介護年金の支払事由に該当したときに支払われるお金のことをいいます。

**かい ご ねんきんげん し
介護年金原資**

支払われる介護年金の原資のことをいい、一時払保険料相当額となります。

**かい ご ねんきん し はらいかい し び
介護年金支払開始日**

契約日とします。

**かいやくこうじょ
解約控除**

契約日から10年以内の介護年金の一括支払による支払金額を計算する際、契約日からの経過年数に応じてご負担いただく費用のことをいいます。

さ

**し じょう か かくちょうせい
市場価格調整**

介護年金の一括支払による支払金額を計算する際、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を介護年金の一括支払による支払金額に反映させることをいいます。

**し ていだい り せいきゅうにん
指定代理請求人**

介護年金受取人が被保険者の場合で、介護年金受取人が介護年金を請求できない事情があるとマニュライフ生命が認めたときに、介護年金受取人の代理人として介護年金を請求することができる人のことをいいます。

**し はらい ほ しょう ぶ ぶん
支払保証部分**

介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に基準となる金額で、被保険者の生死にかかわらずお支払いする介護年金の合計額のうち、介護年金支払日が未到来の介護年金のことをいいます。

は

**ほ けんしょうけんけんかい ご ねんきんしょうしょ
保険証券兼介護年金証書**

介護年金支払開始日などのご契約内容を具体的に記載したものです。

**ほ しょうきんがく
保証金額**

被保険者の生死にかかわらずお支払いする介護年金の合計額のことをいいます。

2

お願いとお知らせ

申込書はご自身で正確に記入してください

- 申込書は重要な書類です。ご契約者ご自身で(被保険者欄は被保険者ご自身で)正確に記入してください。また、記入内容を再度お確かめのうえ、ご署名をお願いします。**①**

1

情報端末を利用したお申込みの場合は、入力内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

借入金を保険料に充当することを前提としたお申込みはお取扱いできません

- 外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)の解約返戻金額や外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の介護年金の一括支払による支払金額などは、為替相場の変動や市場金利に連動した市場価格調整の適用および解約控除がかかることにより、お払込みいただいた金額を下回る場合があるため、借入金の返済や利息の支払いができなくなるおそれがあります。そのため、借入金を一時払保険料に充当することを前提としたお申込みについてはお取扱いしておりません。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- マニュライフ生命の担当者/代理店(生命保険募集人)は、お客様とマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対するマニュライフ生命の承諾が必要になります。

マニュライフ生命の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、マニュライフ生命は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度について

- 生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分に内容をご検討いただきますようお願いいたします。
- お申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)ができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお払込みいただいた金額を全額お返しします。
- 「保険料の払込通貨に関する特約」のいずれか1つを付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨でお払込みいただいた場合には、お払込みいただいた通貨にてお返しします。

- 外貨でお返しする際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。**①**
- お返しした外貨を円に換算した場合(お返しした外貨を円口座で受け取る場合を含みます。)、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。
- マニュライフ生命はお申込みの撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金または給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合には、お申込みの撤回等のお取扱いができません。
 - ①申込者等が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
 - ②当該保険契約の保険期間が1年以下であるとき
 - ③マニュライフ生命指定の医師による診査を受けられたとき
 - ④当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき
 - ⑤既契約の内容変更(特約の中途付加など)のとき

<お申し出方法**②**>

- お申込みの撤回等は、書面(封書)により前記の期間内(8日以内の消印有効)にマニュライフ生命の本社宛てに、お申し出ください。

<お願い>

- お申込みの撤回等と行違いに保険証券*が到着した場合は、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。
- *外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合は、保険証券兼介護年金証書。以下、この「ご契約のしおり」において同じ。

投資型商品カスタマーセンター TEL 0120-925-008

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

現在のご契約を解約、減額することを前提に、 新たなご契約のお申込みをご検討されている方へ

- マニュライフ生命または他社で、現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - ・新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合など、保険金・給付金等が支払われないことがあります。

保険証券をご確認ください

- ご契約をお引受けしますと、マニュライフ生命は保険証券および返信用のはがきなどをお送りしますので、お申込みいただいた際の内容と違っていないかどうか、もう一度お確かめください。もし違っていたり、ご不審の点がありましたら、お手数でも返信用のはがきをお送りいただくか、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。

投資型商品カスタマーセンター TEL 0120-925-008

- 1**
詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

- 2**
お申し出の方法などの詳細については、「**22. クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)のお申し出の方**」をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

●マニュライフ生命は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行なう等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行ない、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績運動型保険契約の特定特別勘定^{*1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{*2}を除き、責任準備金等^{*3}の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。^{*4})
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度)が設けられる可能性もあります。

* 1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

* 2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)をこえていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、マニュライフ生命または保護機構のホームページで確認できます。

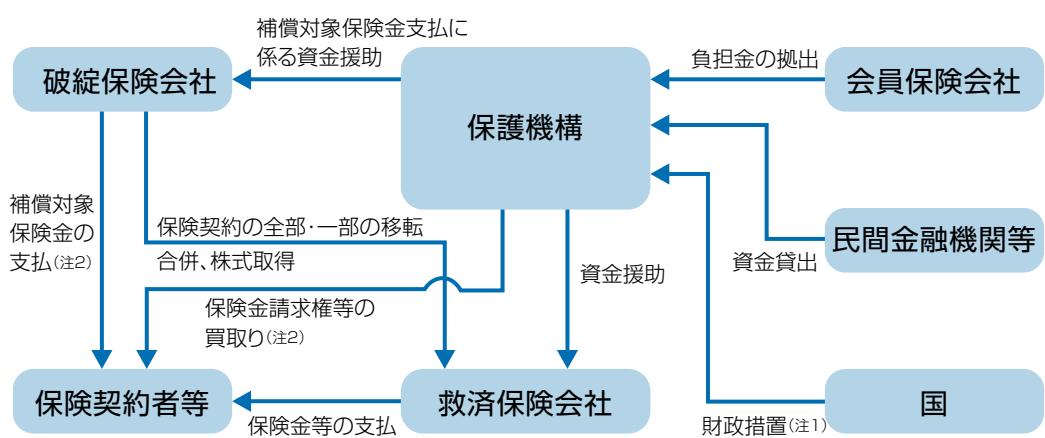
(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

* 3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

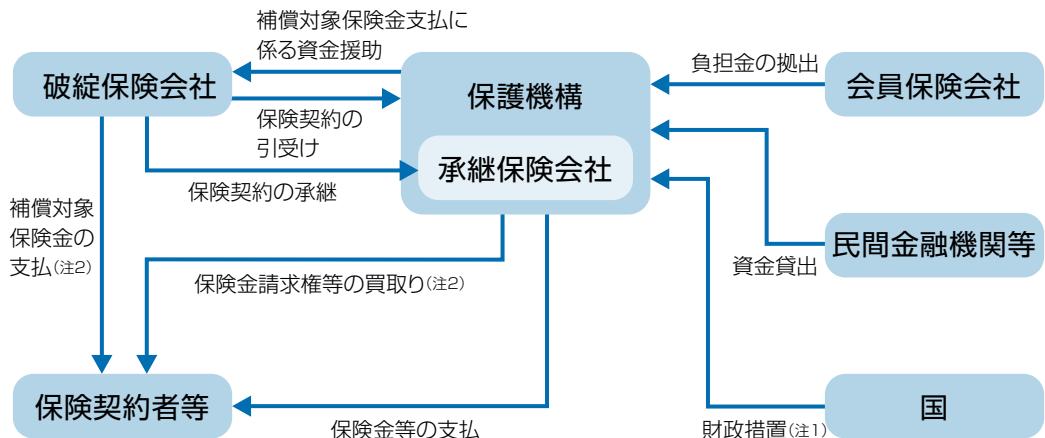
* 4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合



■救済保険会社が現れない場合



(注1)上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

お客様の個人情報のお取扱いについて

1. 個人情報の利用目的および機微情報①のお取扱いについて

- マニュライフ生命は、個人情報の取扱いに関する指針を定め、お客様からご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。
- マニュライフ生命の個人情報の保護に関する方針(プライバシーポリシー)については、マニュライフ生命ホームページの「個人情報保護方針」をご覧いただくな、マニュライフ生命センターにお問合せください。
- 個人情報の利用目的は下記のとおり、マニュライフ生命の商品・サービスを提供させていただくために必要な範囲に限定しています。また、お客様より個人情報を収集させていただきます際は、同目的を達成するために必要とする最小限の範囲といたします。
 - ・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・マニュライフ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務
- お客様の身体・健康状態等に関する機微情報は、上記利用目的の範囲内で、ご本人の同意のもとに取得・利用し、特に保護が必要とされる情報として厳重に管理します。なお、取得した機微情報を業務上必要かつ適切な範囲に限定してご契約者・受取人・募集関係者・事務担当者等に開示する場合があります。お申込みいただいたご契約が成立しなかった場合や、解約、保険期間満了など保険契約消滅後も、お客様からいただいた情報は所定の期間、マニュライフ生命が保管保存しますが、上記利用目的以外に利用することはありません。
- なお、機微情報には、マニュライフ生命がすでに取得・管理しているものも含まれます。

1

要配慮個人情報を含みます。

2. 個人情報の第三者への提供について

【業務委託先または第三者への個人情報の取得依頼や提供】

- マニュライフ生命は、業務上必要な範囲内で、嘱託医、生命保険面接士、契約確認会社、国内外の外部情報処理業者・再保険会社②等に個人情報の取得依頼または提供を行なうことがあります。

2

再々保険以降の出再を含みます。

【再保険会社への個人情報の提供】

- マニュライフ生命は、引受リスクを適切に分散するために、お引受けした保険契約の保険金支払いの一部を再保険会社に引受けもらう再保険を行なうことがあります。この場合、再保険会社における当該保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い等のために、再保険の対象となるご契約の特定に必要なご契約者の個人情報のほか、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することができます。

3. 個人情報の共同利用について

- マニュライフ生命は、お客様の保険契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。詳細は次ページ以降をご覧ください。
- マニュライフ生命は、マニュライフ・グループ③として適切な経営管理・内部管理を遂行するため、お客様の保険契約等に関する個人情報をマニュライフ・グループ間で共同利用させていただくことがあります。

3

外国にある会社を含みます。

4. 個人番号および特定個人情報のお取扱いについて

- マニュライフ生命は、お客様の個人番号および特定個人情報を、下記の目的以外のために収集しません。また、利用にあたっては、お客様ご本人の同意があっても、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」といいます。)で限定的に定められた場合以外のために利用せず、上記3.の共同利用も行ないません。
 - ・保険取引に関する支払調書・源泉徴収票等の作成事務
 - ・不動産関連取引に関する支払調書作成事務
 - ・報酬・料金、契約金および賞金に関する支払調書作成事務
 - ・その他上記の事務に関連する事務
- マニュライフ生命は、個人番号および特定個人情報を番号法で限定的に定められた場合を除き第三者に提供しません。

5. 個人情報等の開示・訂正・利用停止のご依頼およびお問合せ窓口について

【個人情報等の開示・訂正・利用停止のご依頼】

- マニュライフ生命が取り扱うお客様の個人情報および個人番号を含む特定個人情報(以下、「個人情報等」といいます。)について、お客様より開示・訂正・利用停止等のお申し出があった場合は、お客様ご本人からのお申し出であることをご確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り、開示・訂正・利用停止等について速やかに対応します。

【お問合せ窓口】

- マニュライフ生命は、お客様の個人情報等に関するお問合せ窓口を設けています。個人情報等の開示・訂正・利用停止等のお申し出、その他個人情報等に関するお問合せはマニュライフ生命コールセンターまでご連絡いただきますようお願いします。

マニュライフ生命コールセンター TEL 0120-063-730

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時
 (祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)
 ホームページ www.manulife.co.jp

「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

マニュライフ生命は、生命保険制度が健全に運営され、
保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、
「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、
マニュライフ生命の保険契約等に関する所定の情報を
特定の者と共同して利用しております。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- マニュライフ生命は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社①、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、マニュライフ生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。
- 保険金、年金または給付金(以下、「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行なった各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- マニュライフ生命が保有する相互照会事項記載の情報については、マニュライフ生命が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、マニュライフ生命の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、マニュライフ生命の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるすることができます。上記各手続きの詳細については、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにお問合せください。

1

「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

投資型商品カスタマーセンター TEL 0120-925-008

【相互照会事項】

- 次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。
- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
 - ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
 - ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認等に関するお願い

- マニュライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、保険契約者の本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行なっております。これは、保険契約者の取引に関する記録の保存を行なうことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。

投資型商品カスタマーセンター TEL 0120-925-008

保険契約締結に関する確認事項

- 新たな保険契約の申込みを行なうにあたり、次の事項についてご留意ください。
 - マニュライフ生命に加入している保険契約(1999年3月31日以前に申し込まれたマニュライフ生命のご契約を含みます。)の失効および解約などに関し、特に次の事項についてご留意ください。
 - ・マニュライフ生命に加入している保険契約の保険料のお払込みをせず失効した後に復活請求を行なった場合、健康状態および年齢によっては、復活ができなくなる場合があります。
 - ・マニュライフ生命に加入している保険契約の保険料のお払込みをせず失効した後または解約した後に新たな保険契約の申込みを行なった場合、健康状態および年齢によっては、新たな保険契約の締結ができなくなる場合があります。
 - ・マニュライフ生命に加入している保険契約と同等のご契約内容で新たな保険契約を締結する際、保険料が高くなる場合があります。
 - ・マニュライフ生命に加入している保険契約の保障を見直す際に、マニュライフ生命に加入している保険契約の失効後あるいは解約などを行なった後に新たな保険契約に加入する、マニュライフ生命に加入している保険契約を継続する、新たな保険契約に追加加入するなどの、いずれを選択するかは、マニュライフ生命に加入している保険契約の内容と新たな保険契約の内容などを十分に比較検討し、ご自身の意思で判断いただく事項になります。
- 上記の内容を十分理解したうえで、ご自身の意思により、マニュライフ生命との間で新たに生命保険の申込みをしていただくようお願いいたします。

3 特徴としくみ

- 「パワー・カレンシー(介護保障タイプ)」は、積立利率を積立金に付利した積立金額または一時払保険料相当額および契約日における介護年金額算出率または年金額算出率にもとづき、介護年金額または年金額を定めるしくみの保険で、主契約の正式名称を外貨建定額個人年金保険といいます。
- この保険には、「年金支払総額保証付終身介護年金特約」または「年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)」が付加されています。

「パワー・カレンシー(介護保障タイプ)」の特徴

- 「パワー・カレンシー(介護保障タイプ)」は、介護によって生じる被保険者およびご家族の介護費用の負担を軽減することを目的として年金支払総額保証付終身介護年金(以下、「介護年金」といいます。)を支払うことを主な内容とするものです。
- 保険契約締結の際に契約通貨として米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択していただきます。一時払保険料のお払込み、介護年金、年金、死亡給付金のお支払いなど、この保険契約に係る金銭の授受は契約通貨で行ないます。**①**
- 保険契約締結後に契約通貨を変更することはできません。
- 「保険料の払込通貨に関する特約」のいずれか1つを付加することにより、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨**②**でお払込みいただくことができます。

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)の場合

- 介護保障期間中に公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当したと認定され、その認定の効力が生じた場合には、介護年金をお支払いします。お支払いする介護年金の合計額は被保険者の生死にかかわらず介護年金の保証金額を保証します。**①**
- 主契約における年金の種類を年金支払総額保証付終身年金(以下、「年金」といいます。)とし、介護保障期間中に介護年金の支払事由に該当しなかった場合には、介護保障期間満了の日の翌日から年金をお支払いします。お支払いする年金の合計額は被保険者の生死にかかわらず年金の保証金額を保証します。
- 解約または介護年金もしくは年金の一括支払をした場合、解約返戻金額*または介護年金もしくは年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金または年金の合計額との総額*は、介護年金の保証金額または年金の保証金額を下回ることがあります。
*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額
- 介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合には、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。
- 「円支払特約A型」を付加することにより、介護年金、年金または死亡給付金などを円によりお支払いすることができます。

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合

- 公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当したと認定され、その認定の効力が介護年金支払開始日に生じている場合には、介護年金をお支払いします。お支払いする介護年金の合計額は被保険者の生死にかかわらず介護年金の保証金額を保証します。**①**
- 介護年金の一括支払をした場合、介護年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金の合計額との総額は、介護年金の保証金額を下回ることがあります。
- 「円支払特約A型」を付加することにより、介護年金などを円によりお支払いすることができます。

1
詳細については「[6. 特約について](#)」をご参照ください。

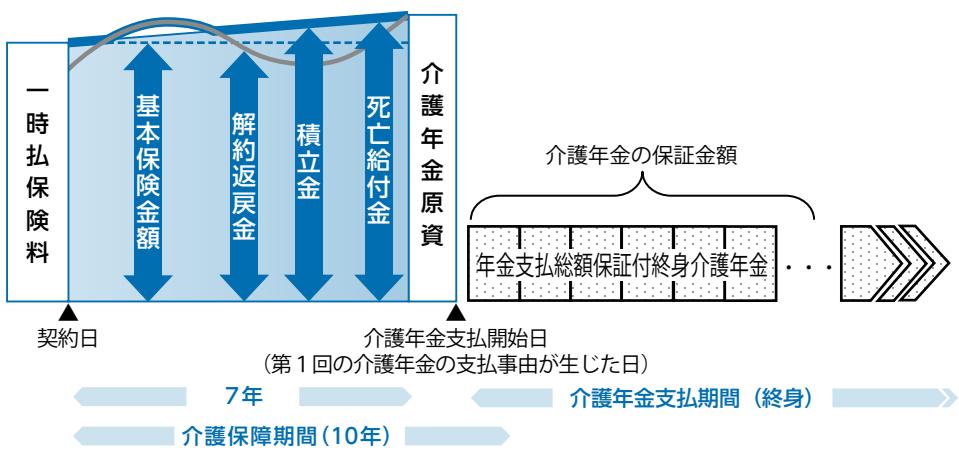
2
円、米ドル、ユーロ、豪ドルまたはニュージーランドドル

「パワー・カレンシー(介護保障タイプ)」のしくみ

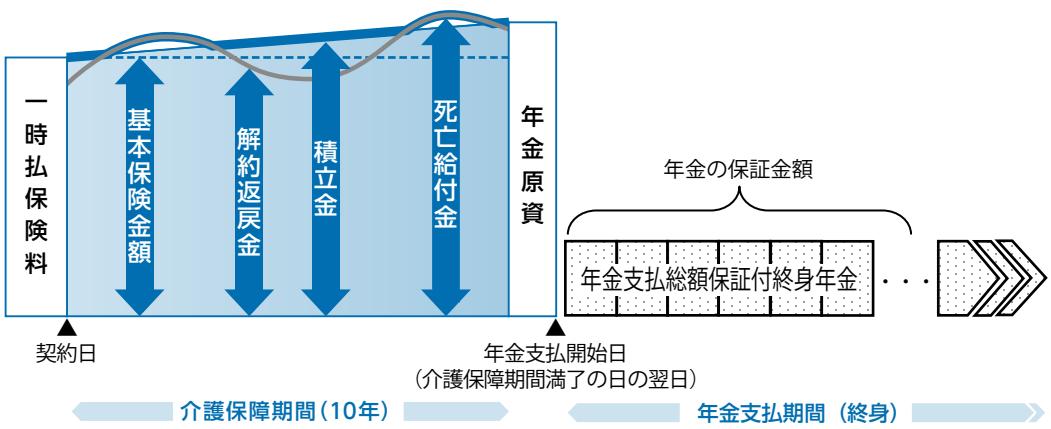
イメージ図

外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)の場合

- 介護保障期間(例:10年)中(例:契約日から7年経過時点)に要介護2以上の状態に該当したと認定され、その認定の効力が生じた場合

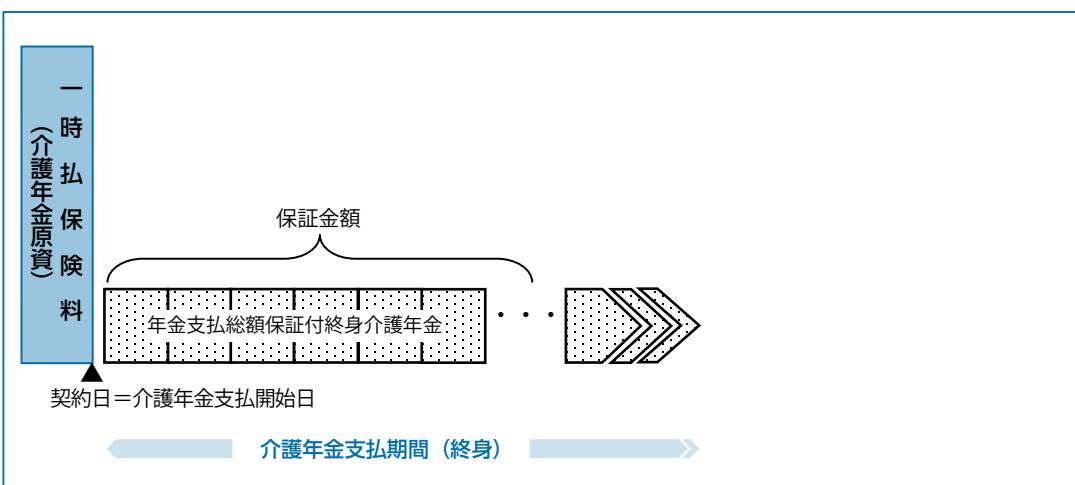


- 介護保障期間(例:10年)中に介護年金の支払事由に該当しなかった場合



※一時払保険料のお払込み、介護年金、年金、死亡給付金のお支払いなど、この保険契約に係る金銭の授受は契約通貨で行ないます。

外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合



※一時払保険料のお払込み、介護年金のお支払いなど、この保険契約に係る金銭の授受は契約通貨で行ないます。

4 積立利率

- 積立利率は、マニュライフ生命の定める所定の指標金利のマニュライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減^{*}させた範囲内でマニュライフ生命が定めた利率から、保険関係費を差し引いた利率となります。^①

* 指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産にもとづき算出)との差および運用資産の金利リスクなどを考慮して設定されます。

- 指標金利は、契約通貨に応じて設定されます。
- 積立利率は、年0.05%が最低保証されます。
- 積立利率は、原則として毎月2回設定されます。
- ご契約時には、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。
- 契約日と申込日が異なる場合、契約日時点の積立利率は申込日時点の積立利率と異なることがあります。
- 契約日における積立利率は、契約日以後適用されます。

1 詳細については「6. 特約について」をご参照ください。

5

死亡給付金・介護年金・年金

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、死亡給付金および年金のお取扱いはありません。

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)の場合

- この保険の保険期間は、介護保障期間中と介護保障期間経過後(=年金支払開始日以後)の期間に分けられます。

介護保障期間中における給付内容

- 介護保障期間中における給付内容は次のとおりです。

死亡給付金

給付金	お支払額	支払事由	受取人
死亡給付金	被保険者が死亡された日の積立金額、解約返戻金額または基本保険金額のいずれか大きい額	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	死亡給付金受取人

- 第1回の介護年金を支払った場合には、第1回の介護年金の支払事由が生じた日以後、死亡給付金はお支払いしません。
- 死亡給付金を外貨でお支払いする場合、次の点にご注意ください。
 - ①外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。①
 - ②当該外貨で受領できる金融機関口座が必要になります。
 - ③円でお支払いする場合に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

年金支払総額保証付終身介護年金

介護年金の種類	介護年金	お支払額	支払事由	受取人
年金支払総額保証付終身介護年金	介護年金	第1回の介護年金	被保険者が公的介護保険制度②による要介護認定を受け、要介護2以上の状態③に該当していると認定され、その要介護2以上の状態の認定の効力が介護保障期間中に生じたとき	介護年金受取人 ^{*2}
		第2回以後の介護年金	第1回の介護年金が支払われた場合で、次のいずれかに該当したとき (1) 被保険者が介護年金支払日に生存しているとき (2) 被保険者が介護年金支払日に死亡しているときで、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が介護年金の保証金額より少ないとき	
	介護年金の一括支払 ^{*1}	介護年金の一括支払による支払金額④	介護年金の保証金額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を差し引いた金額がある場合に介護年金受取人が介護年金の一括支払を請求されたとき	

* 1 介護年金の支払保証部分の最後の介護年金支払日後、被保険者が生存されている場合には、生涯にわたって介護年金をお支払いします。また、介護年金の一括支払が行なわれた後、被保険者が死亡したときは、その時にご契約は消滅します。

1 詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

2 公的介護保険制度については、年金支払総額保証付終身介護年金特約条項の別表1「公的介護保険制度」をご覧ください。

3 要介護2以上の状態については、年金支払総額保証付終身介護年金特約条項の別表2「要介護2以上の状態」をご覧ください。

4 介護年金の一括支払による支払金額については「14. 介護年金・年金の一括支払」をご参照ください。

*2 介護年金受取人が被保険者の場合、介護年金支払開始日以後、被保険者が死亡されたときは、その法定相続人(後継介護年金受取人が指定されている場合は後継介護年金受取人)が新たな介護年金受取人となります。

●要介護認定の効力とは、介護保険法における効力のことをいい、要介護(新規)認定および要介護状態区分の変更の認定の場合はその申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。また、要介護更新認定の場合は更新前の有効期間の満了日の翌日からその効力を生じます。

●介護年金受取人は被保険者または主契約の死亡給付金受取人のいずれかとします。ただし、ご契約者が法人で、かつ、主契約の死亡給付金の受取人がご契約者の場合、介護年金はご契約者にお支払いします。

●介護年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合の一時金のお取扱いはありません。

●介護年金を外貨でお支払いする場合、次の点にご注意ください。

①外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。^①

②当該外貨で受領できる金融機関口座が必要になります。

③円でお支払いする場合に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

●介護年金支払期間は、終身です。

●介護年金額は、介護年金支払開始日の前日の積立金額に契約日における介護年金額算出率を乗じた金額とします。

$$\text{介護年金額} = \text{介護年金支払開始日の前日の積立金額} \times \text{契約日における介護年金額算出率}$$

●介護年金額算出率は、積立利率、被保険者の性別、介護年金支払開始年齢などにもとづき、原則として毎月2回設定されます。

●契約日における介護年金額算出率は、契約日以後に変更されることはありません。

●介護年金受取人は、介護年金の分割支払(年2回、年3回、年4回、年6回または年12回)を請求することができます。

●分割してお支払いする1回の介護年金の額は、契約通貨に応じた次の金額を下回らないものとします。

契約通貨	金額
米ドル	1,000米ドル
豪ドル	1,000豪ドル

●介護年金の合計額は被保険者の生死にかかわらず介護年金の保証金額を保証します。

●介護年金の保証金額は、契約日におけるマニュライフ生命の定める介護年金支払総額保証割合を契約日における介護年金額算出率で除して求めた数値を年数とし、その年数を下回らない最短の年数までの介護年金の合計額と同額とします。

介護年金の保証金額

$$= \text{介護年金額} \times (\text{契約日における介護年金支払総額保証割合} \div \text{契約日における介護年金額算出率})^*$$

*契約日における介護年金支払総額保証割合を契約日における介護年金額算出率で除して求めた数値は、小数点第1位以下を切り上げます。

●介護年金額算出率は、契約日に設定されている介護年金支払開始日の被保険者の年齢に応じた介護年金額算出率が適用されます。

●介護年金支払開始日以後の介護年金支払日に被保険者が死亡している場合でも、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が介護年金の保証金額より少ないとときは、介護年金を介護年金受取人にお支払いします。

1

詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

- 解約または介護年金の一括支払をした場合、解約返戻金額*または介護年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金の合計額との総額*は、介護年金の保証金額を下回ることがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

！ご注意！

- マニュライフ生命は、法令等の改正による公的介護保険制度の改正があり、この特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡いたします。

年金支払開始日以後の給付内容

- 年金支払開始日以後の給付内容は次のとおりです。

年金支払総額保証付終身年金

年金の種類	年金	お支払額	支払事由	受取人
年金支払 総額保証付 終身年金	年金	年金額	介護保障期間中に介護年金の支払事由に該当せず(免責事由に該当し、介護年金が支払われなかつた場合を含みます。)、かつ、被保険者が年金支払開始日に生存している場合で、次のいずれかに該当したとき (1) 被保険者が年金支払日に生存しているとき (2) 被保険者が年金支払日に死亡しているときで、すでに支払事由の生じた年金の合計額が年金の保証金額より少ないとき	年金 受取人* ²
	年金の 一括支払* ¹	年金の一括支 払による支 払金額	年金の保証金額からすでに支払事由の生じた年金の合計額を差し引いた金額がある場合に年金受取人が年金の一括支払を請求されたとき	

- *1 年金の支払保証部分の最後の年金支払日後、被保険者が生存されている場合には、生涯にわたって年金をお支払いします。また、年金の一括支払が行なわれた後、被保険者が死亡したときは、その時にご契約は消滅します。
- *2 年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後、被保険者が死亡されたときは、その法定相続人(後継年金受取人が指定されている場合は後継年金受取人)が新たな年金受取人となります。

- 年金受取人はご契約者または被保険者のいずれかとします。

- 年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合の一時金のお取扱いはありません。

- 年金を外貨でお支払いする場合、次の点にご注意ください。

①外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。②

②当該外貨で受領できる金融機関口座が必要になります。

③円でお支払いする場合に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

- 年金支払期間は、終身です。

1
年金の一括支払による支払金額については「**14. 介護年金・年金の一括支払**」をご参照ください。

2
詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

- 年金額は、年金支払開始日の前日の積立金額に契約日における年金額算出率を乗じた金額となります。

$$\boxed{\text{年金額} = \text{年金支払開始日の前日の積立金額} \times \text{契約日における年金額算出率}}$$

- 年金額算出率は、積立利率、被保険者の性別、年金支払開始年齢などにもとづき、原則として毎月2回設定されます。
- 契約日における年金額算出率は、契約日以後に変更されることはありません。
- 年金受取人は、年金の分割支払(年2回、年3回、年4回、年6回または年12回)を請求することができます。
- 分割してお支払いする1回の年金の額は、契約通貨に応じた次の金額を下回らないものとします。

契約通貨	金額
米ドル	1,000米ドル
豪ドル	1,000豪ドル

- 年金の合計額は被保険者の生死にかかわらず年金の保証金額を保証します。
- 年金の保証金額は、契約日におけるマニュライフ生命の定める年金支払総額保証割合を契約日における年金額算出率で除して求めた数値を年数とし、その年数を下回らない最短の年数までの年金の合計額と同額とします。

$$\boxed{\text{年金の保証金額} = \text{年金額} \times (\text{契約日における年金支払総額保証割合} \div \text{契約日における年金額算出率})^*}$$

- *契約日における年金支払総額保証割合を契約日における年金額算出率で除して求めた数値は、小数点第1位以下を切り上げます。
- 年金支払開始日以後の年金支払日に被保険者が死亡している場合でも、すでに支払事由の生じた年金の合計額が年金の保証金額より少ないとときは、年金を年金受取人にお支払いします。
- 解約または年金の一括支払をした場合、解約返戻金額*または年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*は、年金の保証金額を下回ることがあります。
- *一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額
- 年金支払開始日前に年金のお支払いの手続きに関するご案内をご契約者に送付します。ご契約者は、年金の支払方法を確認してください。なお、年金は年金受取人にお支払いします。

外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合

- 第1回の介護年金は、介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日にお支払いします。

年金支払総額保証付終身介護年金

介護年金の種類	介護年金	お支払額	支払事由	受取人
年金支払 総額保証付 終身 介護年金	介護年金	介護年金額	<p>被保険者が公的介護保険制度①による要介護認定を受け、要介護2以上の状態②に該当していると認定され、その要介護2以上の認定の効力が介護年金支払開始日に生じている場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 被保険者が、第1回の介護年金については介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日、第2回以後の介護年金については介護年金支払日に生存しているとき</p> <p>(2) 被保険者が、第1回の介護年金については介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日、第2回以後の介護年金については介護年金支払日に死亡しているときで、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が保証金額より少ないとき</p>	介護年金受取人 ^{*3}
	介護年金の一括支払 ^{*1*2}	介護年金の一括支払による支払金額③	介護年金の保証金額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を差し引いた金額がある場合に介護年金受取人が介護年金の一括支払を請求されたとき	

- * 1 支払保証部分の最後の介護年金支払日後、被保険者が生存されている場合には、生涯にわたって介護年金をお支払いします。また、介護年金の一括支払が行なわれた後、被保険者が死亡したときは、その時にご契約は消滅します。
- * 2 介護年金の一括支払は、介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日からお取扱いします。
- * 3 介護年金受取人が被保険者の場合、介護年金支払開始日以後、被保険者が死亡されたときは、その法定相続人(後継介護年金受取人が指定されている場合は後継介護年金受取人)が新たな介護年金受取人となります。

●要介護認定の効力とは、介護保険法における効力のことをいい、要介護(新規)認定および要介護状態区分の変更の認定の場合はその申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。また、要介護更新認定の場合は更新前の有効期間の満了日の翌日からその効力を生じます。

- 被保険者が死亡された場合の一時金のお取扱いはありません。
- 介護年金を外貨でお支払いする場合、次の点にご注意ください。

①外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。^④

②当該外貨で受領できる金融機関口座が必要になります。

③円でお支払いする場合に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

- 介護年金支払期間は、終身です。

- 介護年金額は、一時払保険料相当額に契約日における介護年金額算出率を乗じた金額とします。

$$\text{介護年金額} = \text{一時払保険料相当額} \times \text{契約日における介護年金額算出率}$$

1 公的介護保険制度については、年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)条項の別表1「公的介護保険制度」をご覧ください。

2 要介護2以上の状態については、年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)条項の別表2「要介護2以上の状態」をご覧ください。

3 介護年金の一括支払による支払金額については「14. 介護年金・年金の一括支払」をご参照ください。

4 詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

1

利率については、マニュライフ生命ホームページをご覧ください。

- 第1回の介護年金をお支払いする場合には、介護年金額に介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日までの期間に応じたマニュライフ生命の定める利率①で計算した利息をつけてお支払いします。
- 介護年金額算出率は、積立利率、被保険者の性別、介護年金支払開始年齢などにもとづき、原則として毎月2回設定されます。
- 契約日における介護年金額算出率は、契約日以後に変更されることはありません。
- 介護年金受取人は、介護年金の分割支払(年2回、年3回、年4回、年6回または年12回)を請求することができます。
※第1回の介護年金について、介護年金の分割支払はお取扱いできません。第2回以後の介護年金からのお取扱いとなります。
- 分割してお支払いする1回の介護年金の額は、契約通貨に応じた次の金額を下回らないものとします。

契約通貨	金額
米ドル	1,000米ドル
豪ドル	1,000豪ドル

- 介護年金の合計額は被保険者の生死にかかわらず介護年金の保証金額を保証します。
- 保証金額は、契約日におけるマニュライフ生命の定める介護年金支払総額保証割合を契約日における介護年金額算出率で除して求めた数値を年数とし、その年数を下回らない最短の年数までの介護年金の合計額と同額とします。

保証金額

$$= \text{介護年金額} \times (\text{契約日における介護年金支払総額保証割合} : \text{契約日における介護年金額算出率})^*$$

- *契約日における介護年金支払総額保証割合を契約日における介護年金額算出率で除して求めた数値は、小数点第1位以下を切り上げます。
- 介護年金額算出率は、契約日(介護年金支払開始日)における被保険者の年齢に応じた介護年金額算出率が適用されます。
 - 介護年金支払開始日以後の介護年金支払日に被保険者が死亡している場合でも、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が保証金額より少ないとときは、介護年金を介護年金受取人にお支払いします。
 - 介護年金の一括支払をした場合、介護年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金の合計額との総額は、保証金額を下回ることがあります。

外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)および外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合

後継介護年金受取人

- ご契約者(介護年金支払開始日以後は介護年金受取人。以下同じ。)は、被保険者の同意を得たうえで、マニュライフ生命に通知することにより、介護年金受取人が介護年金支払開始日以後に死亡した場合の新たな介護年金受取人(以下、「後継介護年金受取人」といいます。)を指定することができます。
- 後継介護年金受取人が故意に介護年金受取人を死亡させたときは、後継介護年金受取人は新たな介護年金受取人となることはできません。

- ご契約者は、被保険者の同意を得たうえで、マニュライフ生命に通知することにより、マニュライフ生命所定の範囲内で後継介護年金受取人を変更指定することができます。また、後継介護年金受取人の指定を取り消すこと(指定の撤回)ができます。
- ご契約者は、法律上有効な遺言により、後継介護年金受取人を変更指定することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人からマニュライフ生命にご通知ください。なお、遺言による後継介護年金受取人の変更指定は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

後継年金受取人

※外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、後継年金受取人のお取扱いはありません。

- ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人。以下同じ。)は、被保険者の同意を得たうえで、マニュライフ生命に通知することにより、年金受取人が年金支払開始日以後に死亡した場合の新たな年金受取人(以下、「後継年金受取人」といいます。)を指定することができます。
- 後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、後継年金受取人は新たな年金受取人となることはできません。
- ご契約者は、被保険者の同意を得たうえで、マニュライフ生命に通知することにより、マニュライフ生命所定の範囲内で後継年金受取人を変更指定することができます。また、後継年金受取人の指定を取り消すこと(指定の撤回)ができます。
- ご契約者は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更指定することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人からマニュライフ生命にご通知ください。なお、遺言による後継年金受取人の変更指定は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

指定代理請求人

※外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、年金受取人のお取扱いはありません。

- 指定代理請求人が指定されているとき、介護年金受取人または年金受取人ご自身が介護年金または年金を請求できない次のいずれかの事情があるときに、介護年金受取人または年金受取人の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその介護年金受取人または年金受取人に代わって請求することができます。

- ①傷害または疾病により、介護年金または年金を請求する意思表示ができないこと
- ②傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①②に準じた状態であること

- 介護年金受取人または年金受取人が死亡した後も、指定代理請求人が介護年金受取人または年金受取人の法定相続人である場合、引き続き介護年金受取人または年金受取人が受取人となっている介護年金または年金①を請求することができます。

<指定代理請求人について>

- 介護年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(介護年金支払開始日以後は介護年金受取人)は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定していただくことができます。
- 年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定していただくことができます。
- 指定代理請求人として指定できる範囲は次のとおりです。
 - ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ③被保険者の直系血族

1

被保険者の相続財産となるものに限ります。

- 指定代理請求人は介護年金または年金の請求時において上記のいずれかに該当することを要します。
- 請求時に上記のいずれかに該当する場合でも、故意に介護年金受取人または年金受取人を介護年金または年金の請求ができない状態にさせた者は指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。また、外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)では、故意に介護年金の支払事由を生じさせた者は指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
- 介護年金または年金を指定代理請求人にお支払いした場合は、その後重複して介護年金または年金のご請求を受けてもお支払いしません。
- ご契約後に指定代理請求人を変更指定される場合、撤回される場合、または新たに指定される場合には、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。お手続きについて詳しくご案内します。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

!! ご 注意 !!

- 次の場合には、指定代理請求人を指定することができません。
 - ①ご契約者が法人の場合
 - ②介護年金受取人が被保険者以外の方の場合
 - ③年金受取人が被保険者以外の方の場合

6 特約について

- 外貨建定額個人年金保険に付加できる特約は次のとおりです。
- この保険では、保険契約締結の際に「年金支払総額保証付終身介護年金特約」または「年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)」が付加されています。

年金支払総額保証付終身介護年金特約

- 年金支払総額保証付終身介護年金等の内容については「**5. 死亡給付金・介護年金・年金**」をご覧ください。

特約の解約

- この特約のみの解約をすることはできません。

年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)

- 年金支払総額保証付終身介護年金の内容については「**5. 死亡給付金・介護年金・年金**」をご覧ください。

特約の解約

- この特約のみの解約をすることはできません。

通貨に関する特約

- 次の特約のいずれかを付加することにより、その特約の通貨を契約通貨としてお取扱いします。

①米ドル特約A型

②豪ドル特約A型

- 保険契約締結後に契約通貨を変更することはできません。

特約の付加

- 保険契約締結の際、ご契約者のお申し出により付加します。

- 「米ドル特約A型」と「豪ドル特約A型」を重複して付加することはできません。

- 「米ドル特約A型」と「保険料米ドル入金特約A型」、または「豪ドル特約A型」と「保険料豪ドル入金特約A型」を重複して付加することはできません。

指標金利

- 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、ご契約者に選択していただいた契約通貨に応じ、次のとおりです。

契約通貨	指標金利
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル－米ドル買値
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

- 将来の運用情勢の変化により金利スワップレートや国債が消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、金利スワップレートや国債を指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、マニュライフ生命は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することができます。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までにご契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人、年金支払開始日以後は年金受取人）にその旨を通知します。

- 金利スワップレートとは、国際金融市场での代表的な中・長期金利の指標です。金融資産①の利回りの基準として広く用いられ、資金を中・長期で運用する際の目安となります。
- 国債の流通利回りとは、流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りを表します。
- 金融情勢などの影響により、契約通貨または年金支払開始年齢によってはお取扱いを見合わせている場合があります。

特約の解約

- この特約のみの解約をすることはできません。

保険料の払込通貨に関する特約

- 次の特約のいずれか1つを付加することにより、契約通貨建の保険料をその特約の通貨に換算した金額（保険料換算額）によりお払込みいただくことができます。また、払い込まれたその特約の通貨の保険料相当額（保険料払込額）をもとに契約通貨建の保険料を計算して充当することができます。

①保険料円入金特約A型

②保険料米ドル入金特約A型

③保険料ユーロ入金特約A型

④保険料豪ドル入金特約A型

⑤保険料ニュージーランドドル入金特約A型

1
社債・公共債など

ご契約についての

つ各種お手続きに

ご主な保険用語の説明

お問い合わせ

特徴としくみ

支給付金などを場合

ご契約についての

つ各種お手続きに

特約の付加

- 保険契約締結の際、ご契約者のお申し出により付加することができます。
- 上記①から⑤の特約を重複して付加することはできません。
- 「保険料米ドル入金特約A型」と「米ドル特約A型」、または「保険料豪ドル入金特約A型」と「豪ドル特約A型」を重複して付加することはできません。
- 契約通貨建の保険料の保険料換算額への換算および保険料払込額の契約通貨建の保険料への換算は、契約通貨に応じて次の換算基準日における為替レート*を用いて計算します。

対象	換算基準日	保険料換算額または 保険料払込額	為替レート*	
			米ドル	豪ドル
保険料	保険料換算額または 保険料払込額をマ ニユーライフ生命が受領 する日	円	契約通貨のTTM + 50銭	
		米ドル		
		ユーロ	(契約通貨のTTM) ÷	
		豪ドル	(保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	
		ニュージーランドドル		

* 保険料換算額または保険料払込額が円の場合の為替レートは、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における対顧客電信売相場(TTS)①を上回ることはありません。また、保険料換算額または保険料払込額が外貨の場合の為替レートは、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における契約通貨の対顧客電信売相場(TTS)①を保険料の払込通貨の対顧客電信買相場(TTB)②で除すことによって得られるレートを上回ることはありません。

- ご契約者がマニュライフ生命に払い込んだ日とマニュライフ生命が受領した日が異なるなどの理由で、実際に払込みをされた金額が保険料換算額と相違する場合、過剰分についてはご契約者に払い戻しますが、不足分についてはご契約者にお払込みいただきます。

1

1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

円支払特約A型

※外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、死亡給付金、年金および解約返戻金のお取扱いはありません。

- 「円支払特約A型」を付加することにより、契約通貨建の介護年金、年金または死亡給付金などを円によりお支払いすることができます。

特約の付加

- ご契約者、死亡給付金受取人、介護年金受取人および年金受取人のお申し出により、次のとおりこの特約を付加することができます。
 - ①ご契約者は、保険契約締結の際または保険契約締結後介護年金支払開始日前かつ年金支払開始日前まで
 - ②死亡給付金受取人は、死亡給付金の請求の際
 - ③介護年金受取人は、第1回の介護年金の請求の際または介護年金支払開始日以後
 - ④年金受取人は、第1回の年金の請求の際または年金支払開始日以後

- 解約返戻金、死亡給付金、介護年金、年金などの円への換算は、契約通貨に応じて次の換算基準日における為替レート^{*1}を用いて計算します。

対象	換算基準日	為替レート ^{*1}	
		米ドル	豪ドル
解約返戻金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日 ^{*2}	契約通貨のTTM - 50銭	
死亡給付金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日の翌営業日		
介護年金	毎年の介護年金支払日 ^{*3} または請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日 ^{*2} の翌営業日のいずれか遅い日		
年金	毎年の年金支払日または請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日 ^{*2} の翌営業日のいずれか遅い日	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
介護年金の一括支払による支払金	介護年金支払開始日 ^{*3} または請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日 ^{*2} の翌営業日のいずれか遅い日		
年金の一括支払による支払金	年金支払開始日または請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日 ^{*2} の翌営業日のいずれか遅い日		

- * 1 為替レートは、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日①における対顧客電信買相場(TTB)②を下回ることはありません。
 - * 2 請求書類に不備があった場合は、完備された請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。
 - * 3 第1回の介護年金のお支払いを介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日とする場合は、第1回の介護年金については、その日。
- 介護年金の請求書類を省略する場合の換算基準日は「毎年の介護年金支払日^{*3}」、年金の請求書類を省略する場合の換算基準日は「毎年の年金支払日」とします。

特約の解約

- ご契約者、死亡給付金受取人、介護年金受取人および年金受取人のお申し出により、次のとおりこの特約を解約することができます。
 - ①ご契約者は、介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前まで
 - ②死亡給付金受取人は、死亡給付金の請求の際
 - ③介護年金受取人は、第1回の介護年金の請求の際または介護年金支払開始日以後
 - ④年金受取人は、第1回の年金の請求の際または年金支払開始日以後

1

その日が、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

2

1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

7

死亡給付金などをお支払いできない場合について

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、死亡給付金および年金のお取扱いはありません。

免責事由に該当した場合

- 外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)では、次のような場合には、たとえ支払事由が発生していても、死亡給付金および介護年金はお支払いしません。

給付金など	免責事由
死亡給付金	①責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺によるとき ②保険契約者または死亡給付金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき
介護年金	①被保険者の犯罪行為によるとき ②被保険者の薬物依存によるとき ③保険契約者、被保険者または介護年金受取人の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合には、被保険者が死亡した日の積立金額相当額をご契約者にお支払いします。(ただし、ご契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、積立金その他の払戻金の払戻はありません。)
- 精神病などによる3年以内の自殺については、死亡給付金をお支払いする場合もありますので、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにお問合せください。
- 「戦争その他の変乱」が原因で支払事由が発生した場合は、該当する被保険者の数によっては、全額をお支払いしたり、削減してお支払いすることがあります。

重大事由による解除の場合

- 次のような事由に該当し、ご契約を解除した場合には、**その事由の発生時以後に支払事由が生じていても、死亡給付金、介護年金などはお支払いしません。**
 - ①保険契約者または死亡給付金受取人がご契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ②保険契約者、被保険者または介護年金受取人がご契約の介護年金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ③このご契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - ④このご契約の介護年金の請求に関し、介護年金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - ⑤保険契約者、被保険者、介護年金受取人、年金受取人または死亡給付金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき
 - ⑥上記①②③④⑤の他、マニュライフ生命の保険契約者、被保険者、介護年金受取人、年金受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記①②③④⑤と同等の重大な事由があるとき

※上記の事由が生じた以後に、死亡給付金、介護年金または年金の支払事由が生じたときは、マニュライフ生命は死亡給付金、介護年金または年金をお支払いしません。(上記⑤の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡給付金、介護年金または年金の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡給付金、介護年金または年金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡給付金、介護年金または年金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに死亡給付金、介護年金または年金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

- * 1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- * 2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうことなどをいいます。また、保険契約者または死亡給付金、介護年金もしくは年金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

- ご契約を解除した場合には、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。

詐欺による取消の場合

- 詐欺による取消の規定の適用により保険契約が取消となったときは、死亡給付金などはお支払いしません。

不法取得目的による無効の場合

- 不法取得目的による無効の規定の適用により保険契約が無効となったときは、死亡給付金、介護年金はお支払いしません。

責任開始期に要介護2以上の認定の効力が生じていたことにより保険契約が無効となる場合

- 外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)の場合、被保険者について公的介護保険制度における要介護2以上の認定の効力が責任開始期に生じていた場合(責任開始期以後に被保険者が要介護2以上の状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が責任開始期前において生じることとなった場合を含みます。)には、保険契約は無効となります。この場合、介護年金はお支払いしません。

- 保険契約が無効となった場合には、一時払保険料をご契約者に払い戻します。

※「保険料の払込通貨に関する特約」のいずれか1つを付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨でお払込みいただいた場合には、お払込みいただいた通貨にて払い戻します。

1 詳細については「9. 詐欺による取消について」をご参照ください。

2 詳細については「10. 不法取得目的による無効について」をご参照ください。

8

告知義務について

- ご契約の締結に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

お申込内容やご請求内容などについて、確認させていただく場合があります

- マニュライフ生命の担当職員またはマニュライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または介護年金、死亡給付金などのご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

9

詐欺による取消について

- 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、その保険契約を取り消し、受け取った保険料は払い戻しません。

10

不法取得目的による無効について

- 保険契約締結の状況、保険契約の成立後の死亡給付金、介護年金の請求の状況などから判断して、保険契約者が死亡給付金、介護年金を不法に取得する目的もしくは他人に死亡給付金、介護年金を不法に取得させる目的で保険契約を締結されたものと認められる場合には、その保険契約を無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

11

ご契約上の責任はこの時から開始します

- お申込みいただいたご契約をマニュライフ生命がお引受けすると決定(=承諾)した場合には、一時払保険料相当額を受け取った時から、ご契約上の責任を開始します。
- 外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)および外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)では、責任開始日を契約日とします。
- 被保険者の契約年齢は契約日をもって計算し、この日を保険期間の起算日とします。

12 ご契約者などへの情報提供

- ご契約者(介護年金支払開始日以後は介護年金受取人、年金支払開始日以後は年金受取人。以下同じ。)に定期的にご契約内容についてお知らせします。

「ご契約内容のお知らせ」(年1回)

- ご契約内容について、年1回、ご契約者に郵送します。

外貨建定額個人年金保険 (年金支払総額保証付終身介護年金特約付)	外貨建定額個人年金保険 (年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)
<ul style="list-style-type: none">・保険証券番号 (介護年金支払開始日以後は介護年金証書番号、年金支払開始日以後は年金証書番号)・契約者名 (介護年金支払開始日以後は介護年金受取人名、年金支払開始日以後は年金受取人名)・被保険者名・契約通貨・介護保障期間・介護年金原資または年金原資・積立利率・死亡給付金額・基本保険金額・解約返戻金額 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・保険証券番号および介護年金証書番号・契約者名および介護年金受取人名・被保険者名・契約通貨・積立利率など

その他の情報提供

- ご契約についてのお問合せは、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。

投資型商品カスタマーセンター TEL 0120-925-008

- 積立利率および為替レートなどについては、マニュライフ生命ホームページでもご照会いただけます。

ホームページ www.manulife.co.jp

しおり

ご主な保険用語の
説明

お願いとお知らせ

特徴としくみ

給付金などを
支払わない場合

大切についての
ご契約についての

つ各種お手続きに
ついて

13 解約、一部解約および解約返戻金について

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、本取扱いはありません。

解約

- 介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前に限り、ご契約を解約して解約返戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、以後の保障はなくなります。
- 介護年金支払開始日以後は介護年金の一括支払を、年金支払開始日以後は年金の一括支払をご利用ください。

一部解約

- 介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前に限り、ご契約を一部解約して解約返戻金を受け取ることができます。
- 一部解約の効力発生日は、マニュライフ生命が一部解約の請求書類を受付した日(請求書類に不備があった場合は、完備された請求書類をマニュライフ生命が受付した日。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日)とします。
- 一部解約をした場合、基本保険金額および積立金額は同一の割合で減額されます。
- 一部解約後の基本保険金額が、次の金額を下回る場合は、一部解約をお取扱いすることはできません。

契約通貨	金額
米ドル	20,000米ドル
豪ドル	20,000豪ドル

解約返戻金

- ご契約を解約または一部解約された場合には、解約返戻金が支払われます。
- 市場価格調整適用期間中に、ご契約を解約または一部解約される場合、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。また、契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。
- 市場価格調整適用期間中の解約返戻金額は、解約計算基準日または一部解約計算基準日①における積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額。以下同じ。)、市場価格調整率および解約控除額にもとづいて、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$
- 市場価格調整適用期間経過後に、ご契約を解約または一部解約される場合、解約返戻金額は解約計算基準日または一部解約計算基準日①における積立金額となります。

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額}$$

1

マニュライフ生命が解約または一部解約の請求書類を受付した日。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

市場価格調整率

- 市場価格調整適用期間中の解約返戻金額を計算する際には、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率(市場価格調整率)を用い、その市場価格調整率は次の算式で計算した率とします。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日*における積立利率} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

- ・ 契約日における積立利率
 - …… この保険契約において適用されている積立利率
- ・ 市場価格調整率計算基準日*における積立利率
 - …… 市場価格調整率計算基準日*を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・ 残存月数
 - (i) 介護保障期間が30年未満の場合
 - …… 「市場価格調整率計算基準日*からその日を含めて介護保障期間の満了日までの月数(月数未満切上げ)」×0.9+(「年金支払開始日から、年金の支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度(ただし、年金の支払保証部分の最後の年金支払日が第31保険年度以後となる場合には第31保険年度とします。)の末日までの月数」-12)÷2
 - (ii) 介護保障期間が30年以上の場合
 - …… 「市場価格調整率計算基準日からその日を含めて契約日から30年後の契約応当日の前日までの月数(月数未満切上げ)」×0.9

*市場価格調整率計算基準日は、次のとおりとします。

- ・ 解約返戻金のお支払いに際しては、解約計算基準日または一部解約計算基準日
- ・ 死亡給付金額を計算する際に用いる解約返戻金額については、被保険者が死亡した日
- 市場価格調整率に上限、下限はありません。
- 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて30年後の契約応当日の前日までの期間とします。

<ご契約を解約された場合の市場価格調整率の例>

介護保障期間:10年、契約通貨:米ドル、契約日における積立利率:1.5%、

契約年齢・性別:60歳・男性、契約日における介護年金支払総額保証割合:100%の場合

契約日 からの経過 年数*	「契約日における積立利率」に対しての 「解約計算基準日における積立利率」の変動幅					
	2.0%	1.0%	0.0%	-0.3%	-1.0%	-2.0%
1年	67.36%	80.00%	95.02%	100.00%	112.87%	134.54%
2年	68.73%	80.92%	95.27%	100.00%	112.17%	132.51%
3年	70.14%	81.84%	95.52%	100.00%	111.48%	130.52%
4年	71.57%	82.78%	95.77%	100.00%	110.79%	128.55%
5年	73.03%	83.73%	96.02%	100.00%	110.11%	126.62%
6年	74.52%	84.70%	96.27%	100.00%	109.43%	124.71%
7年	76.04%	85.67%	96.52%	100.00%	108.75%	122.83%
8年	77.59%	86.65%	96.77%	100.00%	108.08%	120.98%
9年	79.18%	87.65%	97.02%	100.00%	107.41%	119.16%
10年	80.79%	88.65%	97.28%	100.00%	106.75%	117.37%

* 契約日からの経過年数は、契約日から毎年の契約応当日の前日までの期間とします。

●例示の市場価格調整率は、毎年の契約応当日の前日を解約計算基準日とした場合の率です。

●例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

解約控除

●解約控除額は、解約計算基準日または一部解約計算基準日における積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額。以下同じ。)および解約控除率にもとづいて、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{解約控除額} = \text{積立金額} \times \text{解約控除率}$$

●解約控除率は、契約日からの経過年数に応じて次のとおりです。

契約日からの 経過年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%
契約日からの 経過年数	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内
解約控除率	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

<ご契約を解約された場合の解約返戻金額の例>

介護保障期間:10年、契約通貨:米ドル、契約日における積立利率:1.5%、

契約年齢・性別:60歳・男性、契約日における介護年金支払総額保証割合:100%、

解約計算基準日の積立金額:100,000米ドルの場合

<単位:米ドル>

契約日からの経過年数*	「契約日における積立利率」に対しての「解約計算基準日における積立利率」の変動幅					
	2.0%	1.0%	0.0%	-0.3%	-1.0%	-2.0%
1年	60,360	73,000	88,020	93,000	105,870	127,540
2年	62,230	74,420	88,770	93,500	105,670	126,010
3年	64,140	75,840	89,520	94,000	105,480	124,520
4年	66,070	77,280	90,270	94,500	105,290	123,050
5年	68,030	78,730	91,020	95,000	105,110	121,620
6年	70,020	80,200	91,770	95,500	104,930	120,210
7年	72,040	81,670	92,520	96,000	104,750	118,830
8年	74,090	83,150	93,270	96,500	104,580	117,480
9年	76,180	84,650	94,020	97,000	104,410	116,160
10年	78,290	86,150	94,780	97,500	104,250	114,870

* 契約日からの経過年数は、契約日から毎年の契約応当日の前日までの期間とします。

●上記の例表の数値は、毎年の契約応当日の前日を解約計算基準日とし、その解約計算基準日における積立利率の変動幅が例示の変動幅になったものと仮定して計算したもので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

●例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

！ ご 注意 ！

●この保険は、市場価格調整適用期間中、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額を計算する際に契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがいまして、解約返戻金額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

14 介護年金・年金の一括支払

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の介護年金の一括支払については、48ページをご参考ください。

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)の場合

- 介護年金受取人は介護年金支払開始日以後、将来の介護年金の支払にかえて介護年金の一括支払を請求することができます。
- 年金受取人は年金支払開始日以後、将来の年金の支払にかえて年金の一括支払を請求することができます。

介護年金の一括支払による支払金額

- 介護年金の一括支払をされた場合には、介護年金の一括支払による支払金額が支払われます。
- 市場価格調整適用期間中に、介護年金の一括支払をされる場合、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を介護年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。
- 介護年金の一括支払による支払金額は、市場価格調整率計算基準日^{*1}における介護年金の支払保証部分の現価、市場価格調整率および解約控除額にもとづいて、次の算式で計算した金額となります。

介護年金の一括支払による支払金額

$$= \text{介護年金の支払保証部分の現価} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$

- 市場価格調整適用期間経過後に、介護年金の一括支払をされる場合、介護年金の一括支払による支払金額は、介護年金の一括支払の請求書類を受付した日^{*2}における介護年金の支払保証部分の現価となります。

介護年金の一括支払による支払金額 = 介護年金の支払保証部分の現価

* 1 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

* 2 書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

- 介護年金の支払保証部分の最後の介護年金支払日後、被保険者が生存されている場合には、生涯にわたって介護年金をお支払いします。また、介護年金の一括支払が行なわれた後、被保険者が死亡したときは、その時にご契約は消滅します。

市場価格調整率

- 市場価格調整適用期間中の介護年金の一括支払による支払金額を計算する際には、その時の市場金利に応じて介護年金の一括支払による支払金額を調整するための比率(市場価格調整率)を用い、その市場価格調整率は次の算式で計算した率とします。

$$\text{市場価格調整率} = \left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日}^{\ast 1} \text{における積立利率} + 0.3\%} \right] \frac{\text{残存月数}}{12}$$

- ・契約日における積立利率
 - …… この保険契約において適用されている積立利率
- ・市場価格調整率計算基準日^{*1}における積立利率
 - …… 市場価格調整率計算基準日^{*1}を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・残存月数
 - …… 「市場価格調整率計算基準日^{*1}の属する介護年金支払年度^{*2}の介護年金支払日から、介護年金の支払保証部分の最後の介護年金支払日」の属する介護年金支払年度(ただし、介護年金の支払保証部分の最後の介護年金支払日が第30保険年度以後となる場合には、第30保険年度中の介護年金支払日の属する介護年金支払年度とします。)^{*2}の末日までの月数」÷2-「市場価格調整率計算基準日^{*1}の属する介護年金支払年度^{*2}の介護年金支払日からその日を含めて市場価格調整率計算基準日^{*1}までの経過月数(月数未満切捨て)」

* 1 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

* 2 介護年金支払年度とは、介護年金支払開始日から起算して毎1年のことをいいます。

- 市場価格調整率に上限、下限はありません。

- 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて第30保険年度中の介護年金支払日の前日までの期間とします。

<介護年金の一括支払をされた場合の市場価格調整率の例>

介護保障期間:10年、契約通貨:米ドル、契約日における積立利率:1.5%、

契約年齢・性別:60歳・男性、契約日における介護年金支払総額保証割合:100%、

契約日から5年経過時点の介護保障期間中に介護年金の支払事由に該当した場合

(介護年金額算出率:5.35%)

介護年金 支払開始日 からの経過 年数 ^{*1}	「契約日における積立利率」に対しての 「市場価格調整率計算基準日 ^{*2} における積立利率」の変動幅					
	2.0%	1.0%	0.0%	-0.3%	-1.0%	-2.0%
1年	82.63%	89.78%	97.56%	100.00%	106.02%	115.41%
2年	83.56%	90.35%	97.70%	100.00%	105.66%	114.44%
3年	84.50%	90.93%	97.85%	100.00%	105.29%	113.48%
4年	85.46%	91.51%	97.99%	100.00%	104.93%	112.52%
5年	86.42%	92.09%	98.13%	100.00%	104.57%	111.58%

- 例示の市場価格調整率は、毎年の介護年金支払日の前日を市場価格調整率計算基準日^{*2}とした場合の率です。

- 例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

- * 1 介護年金支払開始日からの経過年数は、介護年金支払開始日から毎年の介護年金支払日の前日までの期間とします。
- * 2 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

解約控除

- 解約控除額は、市場価格調整率計算基準日^{*}における介護年金の支払保証部分の現価および解約控除率にもとづいて、次の算式で計算した金額となります。

- * 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

$$\boxed{\text{解約控除額} = \text{介護年金の支払保証部分の現価} \times \text{解約控除率}}$$

- 解約控除率は、契約日からの経過年数に応じて次のとおりです。

契約日からの 経過年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	
契約日からの 経過年数	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超
解約控除率	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	0%

<介護年金の一括支払をされた場合の支払金額の例>

介護保障期間:10年、契約通貨:米ドル、契約日における積立利率:1.5%、

契約年齢・性別:60歳・男性、契約日における介護年金支払総額保証割合:100%、

介護年金の支払保証部分の現価:100,000米ドル、

契約日から5年経過時点の介護保障期間中に介護年金の支払事由に該当した場合

(介護年金額算出率:5.35%)

<単位:米ドル>

介護年金 支払開始日 からの経過 年数 ^{*1}	「契約日における積立利率」に対しての 「市場価格調整率計算基準日 ^{*2} における積立利率」の変動幅					
	2.0%	1.0%	0.0%	-0.3%	-1.0%	-2.0%
1年	78,130	85,280	93,060	95,500	101,520	110,910
2年	79,560	86,350	93,700	96,000	101,660	110,440
3年	81,000	87,430	94,350	96,500	101,790	109,980
4年	82,460	88,510	94,990	97,000	101,930	109,520
5年	83,920	89,590	95,630	97,500	102,070	109,080

- 上記の例表の数値は、毎年の介護年金支払日の前日を市場価格調整率計算基準日^{*2}とし、その市場価格調整率計算基準日^{*2}における積立利率の変動幅が例示の変動幅になったものと仮定して計算したもので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

- 例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

- * 1 介護年金支払開始日からの経過年数は、介護年金支払開始日から毎年の介護年金支払日の前日までの期間とします。
- * 2 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

！ ご 注意 ！

●この保険は、市場価格調整適用期間中、市場金利に応じた運用資産（債券など）の価格変動を介護年金の一括支払による支払金額に反映させます（市場価格調整）。また、介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがいまして、介護年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金の合計額との総額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

年金の一括支払による支払金額

- 年金の一括支払をされた場合には、年金の一括支払による支払金額が支払われます。
- 市場価格調整適用期間中に、年金の一括支払をされる場合、市場金利に応じた運用資産（債券など）の価格変動を年金の一括支払による支払金額に反映させます（市場価格調整）。契約日からの経過年数等に応じた解約控除はかかりません。
- 市場価格調整適用期間中の年金の一括支払による支払金額は、市場価格調整率計算基準日^{*1}における年金の支払保証部分の現価、市場価格調整率にもとづいて、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{年金の一括支払による支払金額} = \text{年金の支払保証部分の現価} \times \text{市場価格調整率}$$

- 市場価格調整適用期間経過後に、年金の一括支払をされる場合、年金の一括支払による支払金額は、年金の一括支払の請求書類を受付した日^{*2}における年金の支払保証部分の現価となります。

$$\text{年金の一括支払による支払金額} = \text{年金の支払保証部分の現価}$$

- * 1 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法（マニュライフ生命の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。
- * 2 書類の提出以外の方法（マニュライフ生命の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。
- 年金の支払保証部分の最後の年金支払日後、被保険者が生存されている場合には、生涯にわたって年金をお支払いします。また、年金の一括支払が行なわれた後、被保険者が死亡したときは、その時にご契約は消滅します。

市場価格調整率

- 市場価格調整適用期間中の年金の一括支払による支払金額を計算する際には、その時の市場金利に応じて年金の一括支払による支払金額を調整するための比率(市場価格調整率)を用い、その市場価格調整率は次の算式で計算した率とします。

$$\text{市場価格調整率} = \left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日*における積立利率} + 0.3\%} \right] \frac{\text{残存月数}}{12}$$

- ・契約日における積立利率
…… この保険契約において適用されている積立利率
- ・市場価格調整率計算基準日*における積立利率
…… 市場価格調整率計算基準日*を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・残存月数 「市場価格調整率計算基準日*の属する保険年度の年金支払日から、年金の支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度(ただし、年金の支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度が第31保険年度以後となる場合には第31保険年度とします。)の末日までの月数」÷2-「市場価格調整率計算基準日*の属する保険年度の年金支払日からその日を含めて市場価格調整率計算基準日*までの経過月数(月数未満切捨て)」

*市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

- 市場価格調整率に上限、下限はありません。
- 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて30年後の契約応当日の前日までの期間とします。

<年金の一括支払をされた場合の市場価格調整率の例>

介護保障期間:10年、契約通貨:米ドル、契約日における積立利率:1.5%、契約年齢・性別:60歳・男性、契約日における年金額算出率:5.06%、契約日における年金支払総額保証割合:100%の場合

契約日からの 経過年数*1	「契約日における積立利率」に対しての 「市場価格調整率計算基準日*2における積立利率」の変動幅					
	2.0%	1.0%	0.0%	-0.3%	-1.0%	-2.0%
11年	81.71%	89.22%	97.42%	100.00%	106.38%	116.38%
12年	82.63%	89.78%	97.56%	100.00%	106.02%	115.41%
13年	83.56%	90.35%	97.70%	100.00%	105.66%	114.44%
14年	84.50%	90.93%	97.85%	100.00%	105.29%	113.48%
15年	85.46%	91.51%	97.99%	100.00%	104.93%	112.52%

- 例示の市場価格調整率は、毎年の年金支払日の前日を市場価格調整率計算基準日*2とした場合の率です。

- 例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

*1 契約日からの経過年数は、契約日から毎年の年金支払日(契約応当日)の前日までの期間とします。

- *2 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

<年金の一括支払をされた場合の支払金額の例>

介護保障期間:10年、契約通貨:米ドル、契約日における積立利率:1.5%、契約年齢・性別:60歳・男性、

契約日における年金額算出率:5.06%、契約日における年金支払総額保証割合:100%、

年金の支払保証部分の現価:100,000米ドルの場合

<単位:米ドル>

契約日からの 経過年数 ^{*1}	「契約日における積立利率」に対しての 「市場価格調整率計算基準日 ^{*2} における積立利率」の変動幅					
	2.0%	1.0%	0.0%	-0.3%	-1.0%	-2.0%
11年	81,710	89,220	97,420	100,000	106,380	116,380
12年	82,630	89,780	97,560	100,000	106,020	115,410
13年	83,560	90,350	97,700	100,000	105,660	114,440
14年	84,500	90,930	97,850	100,000	105,290	113,480
15年	85,460	91,510	97,990	100,000	104,930	112,520

●上記の例表の数値は、毎年の年金支払日の前日を市場価格調整率計算基準日^{*2}とし、その市場価格調整率計算基準日^{*2}における積立利率の変動幅が例示の変動幅になったものと仮定して計算したもので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

●例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

*1 ご契約日からの経過年数は、ご契約日から毎年の年金支払日(契約応当日)の前日までの期間とします。

*2 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

！ ご 注意 ！

●この保険は、市場価格調整適用期間中、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。したがいまして、年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額^{*}が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合

- 介護年金受取人は介護年金支払開始日以後、将来の介護年金の支払にかえて介護年金の一括支払を請求することができます。
- 介護年金の一括支払は介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日からお取扱いします。

介護年金の一括支払による支払金額

- 介護年金の一括支払をされた場合には、介護年金の一括支払による支払金額が支払われます。
- 介護年金の一括支払をされる場合、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を介護年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。
- 介護年金の一括支払による支払金額は、市場価格調整率計算基準日*における支払保証部分の現価、市場価格調整率および解約控除額にもとづいて、次の算式で計算した金額となります。

介護年金の一括支払による支払金額

$$= \text{支払保証部分の現価} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$

- * 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。
- 支払保証部分の最後の介護年金支払日後、被保険者が生存されている場合には、生涯にわたって介護年金をお支払いします。また、介護年金の一括支払が行なわれた後、被保険者が死亡したときは、その時にご契約は消滅します。

市場価格調整率

- 介護年金の一括支払による支払金額を計算する際には、その時の市場金利に応じて介護年金の一括支払による支払金額を調整するための比率(市場価格調整率)を用い、その市場価格調整率は次の算式で計算した率とします。

$$\text{市場価格調整率} = \left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日*における積立利率} + 0.3\%} \right] \frac{\text{残存月数}}{12}$$

- ・契約日における積立利率
…… この保険契約において適用されている積立利率
- ・市場価格調整率計算基準日*における積立利率
…… 市場価格調整率計算基準日*を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・残存月数 「市場価格調整率計算基準日*の属する保険年度の介護年金支払日から、支払保証部分の最後の介護年金支払日の属する保険年度の末日までの月数」÷2-「市場価格調整率計算基準日*の属する保険年度の介護年金支払日からその日を含めて市場価格調整率計算基準日*までの経過月数(月数未満切捨て)」

- * 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

- 市場価格調整率に上限、下限はありません。

<介護年金の一括支払をされた場合の市場価格調整率の例>

契約通貨:米ドル、契約日における積立利率:1.5%、契約年齢・性別:60歳・男性、

契約日における介護年金額算出率:4.85%、契約日における介護年金支払総額保証割合:100%の場合

介護年金 支払開始日 からの経過 年数 ^{*1}	「契約日における積立利率」に対しての 「市場価格調整率計算基準日 ^{*2} における積立利率」の変動幅					
	2.0%	1.0%	0.0%	-0.3%	-1.0%	-2.0%
1年	80.79%	88.65%	97.28%	100.00%	106.75%	117.37%
2年	81.71%	89.22%	97.42%	100.00%	106.38%	116.38%
3年	82.63%	89.78%	97.56%	100.00%	106.02%	115.41%
4年	83.56%	90.35%	97.70%	100.00%	105.66%	114.44%
5年	84.50%	90.93%	97.85%	100.00%	105.29%	113.48%

●例示の市場価格調整率は、毎年の介護年金支払日の前日を市場価格調整率計算基準日^{*2}とした場合の率です。

●例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

*1 介護年金支払開始日からの経過年数は、介護年金支払開始日から毎年の介護年金支払日の前日までの期間とします。

*2 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

解約控除

●解約控除額は、市場価格調整率計算基準日^{*}における支払保証部分の現価および解約控除率にもとづいて、次の算式で計算した金額となります。

* 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

$$\text{解約控除額} = \text{支払保証部分の現価} \times \text{解約控除率}$$

●解約控除率は、契約日からの経過年数に応じて次のとおりです。

契約日からの 経過年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%
契約日からの 経過年数	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内
解約控除率	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

<介護年金の一括支払をされた場合の支払金額の例>

契約通貨:米ドル、契約日における積立利率:1.5%、契約年齢・性別:60歳・男性、

契約日における介護年金支払総額保証割合:100%、契約日における介護年金額算出率:4.85%、

支払保証部分の現価:100,000米ドルの場合

<単位:米ドル>

介護年金 支払開始日 からの経過 年数 ^{*1}	「契約日における積立利率」に対しての 「市場価格調整率計算基準日 ^{*2} における積立利率」の変動幅					
	2.0%	1.0%	0.0%	-0.3%	-1.0%	-2.0%
1年	73,790	81,650	90,280	93,000	99,750	110,370
2年	75,210	82,720	90,920	93,500	99,880	109,880
3年	76,630	83,780	91,560	94,000	100,020	109,410
4年	78,060	84,850	92,200	94,500	100,160	108,940
5年	79,500	85,930	92,850	95,000	100,290	108,480

●上記の例表の数値は、毎年の介護年金支払日の前日を市場価格調整率計算基準日^{*2}とし、その市場価格調整率計算基準日^{*2}における積立利率の変動幅が例示の変動幅になったものと仮定して計算したもので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

●例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

*1 介護年金支払開始日からの経過年数は、介護年金支払開始日から毎年の介護年金支払日の前日までの期間とします。

*2 市場価格調整率計算基準日は、マニュライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受付した日とします。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

!! ご 注意 !!

●この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を介護年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがいまして、介護年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金の合計額との総額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

15 差押債権者、破産管財人等による解約および 死亡給付金受取人等によるご契約の存続について

※外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、本取扱いはありません。

●ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知がマニュライフ生命に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

●債権者等が解約の通知を行なった場合でも、解約がマニュライフ生命に通知された時において、次のすべてを満たす死亡給付金受取人または介護年金受取人はご契約を存続させることができます。

①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

②ご契約者でないこと

●死亡給付金受取人または介護年金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知がマニュライフ生命に到達した時から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行なう必要があります。

①ご契約者の同意を得ること

②解約の通知がマニュライフ生命に到達した日に解約の効力が生じたとすればマニュライフ生命が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと

③上記②について、債権者等に支払った旨をマニュライフ生命に対して通知すること(マニュライフ生命への通知についても期間内に行なうこと)

※解約の通知がマニュライフ生命に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合は、上記についてはお取扱いできません。

16 受取人の変更について

介護年金受取人の変更

●外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)および外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)では、ご契約者(介護年金支払開始日以後は介護年金受取人。以下同じ。)は、被保険者の同意を得たうえで、マニュライフ生命に通知することにより、介護年金受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人が被保険者と同一の場合には、介護年金支払開始日以後は介護年金受取人を変更することはできません。

●ご契約者は、法律上有効な遺言により、介護年金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人からマニュライフ生命にご通知ください。なお、遺言による介護年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)の場合、変更後の介護年金受取人は、被保険者または主契約の死亡給付金受取人のいずれかから指定していただきます。

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、介護年金受取人を被保険者以外に変更することはできません。

※マニュライフ生命が通知を受ける前に、変更前の介護年金受取人に介護年金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の介護年金受取人から介護年金の請求を受けても、マニュライフ生命は介護年金をお支払いしません。

年金受取人の変更

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、年金のお取扱いはありません。

●ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人。以下同じ。)は、被保険者の同意を得たうえで、マニュライフ生命に通知することにより、年金受取人を変更することができます。ただし、年金受取人が被保険者と同一の場合には、年金支払開始日以後は年金受取人を変更することはできません。

●ご契約者は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人からマニュライフ生命にご通知ください。なお、遺言による年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

※変更後の年金受取人は、ご契約者または被保険者のいずれかから指定していただきます。

※マニュライフ生命が通知を受ける前に、変更前の年金受取人に年金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、マニュライフ生命は年金をお支払いしません。

死亡給付金受取人の変更

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、死亡給付金のお取扱いはありません。

- ご契約者は、介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前までは、被保険者の同意を得たうえで、マニュライフ生命に通知することにより、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ご契約者は、介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前までは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人からマニュライフ生命にご通知ください。なお、遺言による死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

※マニュライフ生命が通知を受ける前に、変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、マニュライフ生命は死亡給付金をお支払いしません。

死亡給付金受取人が死亡されたときは、 すみやかにマニュライフ生命にご連絡ください

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、死亡給付金のお取扱いはありません。

- 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。

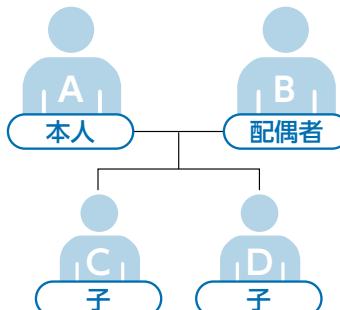
※死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。

(例) ご契約者・被保険者 Aさん

死亡給付金受取人 Bさん

- ・Bさん(死亡給付金受取人)が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。
- ・その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。
- ・この場合、CさんとDさんの死亡給付金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

(注) 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。



17 契約者配当金

- 外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)および外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)は無配当です。

18 介護年金・年金などのご請求方法について

- 外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)および外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)では、介護年金、年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、またはご不明な点が生じた場合などについては、すみやかにマニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。

投資型商品カスタマーセンター TEL 0120-925-008

- 年金については、年金支払開始日前に年金のお支払いの手続きに関するご案内をご契約者に送付しますので、年金のご請求に必要な書類などをご確認いただき、マニュライフ生命にご提出ください。
- 介護年金、年金または死亡給付金のご請求、その他の諸手続きに必要な書類については、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターで詳しくご案内いたします。
- マニュライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターに必ずご連絡ください。
- 死亡給付金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の死亡給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- 介護年金、年金または死亡給付金などのお支払いのご請求は、その請求権者がその権利をご行使できるようになった時から3年間を過ぎますと、その権利がなくなりますのでご注意ください。

<介護年金などのご請求の際に必要な書類①>

(追加の書類を提出いただく場合または書類の提出を省略する場合があります。)

介護年金など	所定の請求書 マニュライフ生命	保険証券	印受 鑑取 証明 人 の 書	受取 人の 戸 籍 抄 本	被 保 險 者 の 住 民 票	年 金 証 書	マニュライフ生命所定の様式による 医師の死亡証明書 マニュライフ生命所定の診断書、証明書 など
介護年金	○	○*1	○	○	○	○*1	○*2
年金	○	○*1	○	○	○	○*1	
死亡給付金	○	○	○	○	○		○

* 1 外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)の初回の介護年金または年金のご請求の際には、保険証券をご提出ください。また、介護年金支払開始日以後の介護年金または年金支払開始日以後の年金のご請求の際には、介護年金証書、年金証書または保険証券兼介護年金証書をご提出ください。

* 2 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類

- 指定代理請求人によるご請求の際には、ほかに指定代理請求人および被保険者の戸籍謄本、指定代理請求人の住民票・印鑑証明書をご提出ください。



<介護年金、年金または死亡給付金のお支払期限について>

- 介護年金、年金または死亡給付金は、その請求書類をマニュライフ生命が受付した日の翌日*からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。ただし、外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の第1回の介護年金については、介護年金支払開始日から2か月経過した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- 介護年金、年金または死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとします。

	介護年金、年金または死亡給付金をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	介護年金、年金または死亡給付金をお支払いするために確認が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none">・介護年金、年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合・介護年金または死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類をマニュライフ生命が受付した日の翌日*からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none">(a) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合(b) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合(c) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合(d) ご契約者、被保険者、介護年金受取人、年金受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合(e) 日本国外における調査が必要な場合	(a) の場合は、請求書類をマニュライフ生命が受付した日の翌日*からその日を含めて60日以内にお支払いします。 (b)～(e) の場合は、請求書類をマニュライフ生命が受付した日の翌日*からその日を含めて180日以内にお支払いします。

*介護年金または年金について、その請求書類をマニュライフ生命が受付した日が介護年金支払日前または年金支払日前である場合は、介護年金支払日または年金支払日とします。また、請求書類をマニュライフ生命が受付した日とは、完備された請求書類をマニュライフ生命が受付した日をいいます。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合には、請求をマニュライフ生命が受付した日を、請求書類をマニュライフ生命が受付した日とみなします。

※介護年金、年金または死亡給付金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・介護年金受取人・年金受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかつたときは、マニュライフ生命は、これにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は介護年金、年金または死亡給付金をお支払いしません。

訴訟となったとき

- 介護年金・年金・死亡給付金のご請求に関する訴訟については、マニュライフ生命の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内のマニュライフ生命の支社または営業所所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

19 生命保険の税務

税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いについては日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。ただし、次の基準により契約通貨を円に換算したうえで、従来の円建の生命保険と同様にお取扱いいたします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート ^{*1}
一時払保険料 ^{*2}	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
死亡給付金	所得税(一時所得)	被保険者が 死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日	TTM

- 「円支払特約A型」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金および年金などは次の換算基準日におけるマニュライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日 ^{*3}
死亡給付金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日 ^{*3} の翌営業日
年金	「毎年の年金支払日」または「請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日 ^{*3} の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日」または「請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日 ^{*3} の翌営業日」のいずれか遅い日

- *1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。
- *2 「保険料米ドル入金特約A型」などを付加し、一時払保険料相当額を契約通貨と異なる外貨でお払込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払込みいただいた金額を保険料受領日ににおけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお払込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払込みいただいた金額が基準となります。
- *3 書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日となります。

保険料と税金について

- お払込みいただいた一時払保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※一時払のため、お払込みいただいた年のみの適用となります。

<生命保険料控除の対象となるご契約内容>

- 申告される方が保険料を払い込まれ、かつ介護年金受取人、年金受取人、死亡給付金受取人が①申告者ご本人か、または②申告者の配偶者その他のご親族のいずれかの方であるご契約

<生命保険料控除の対象となる保険料>

- 1月から12月までにお払込みいただいた正味保険料の合計額

<生命保険料控除の手続き>

- 生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。マニュライフ生命より「生命保険料控除証明書」をお送りしますので、次の要領で申告してください。

(1) 給与所得者の場合

毎年12月の給与の支払われる前日までに「給与所得者の保険料控除申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。

(2) 申告納税者の場合

事業所得者などで申告納税の方は、確定申告の際に生命保険料の対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付のうえ税務署に提出して、控除を受けてください。

<生命保険料控除証明書について>

- 「生命保険料控除証明書」は、保険契約締結後、マニュライフ生命よりお送りします。

介護年金・年金などにかかる税金

介護年金支払開始日前または年金支払開始日前

<解約および一部解約(差益のある場合)>

所得税(一時所得)+住民税

<被保険者死亡の場合>

□死亡給付金

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

介護年金支払開始日以後または年金支払開始日以後

<介護年金および介護年金の一括支払>

- 介護費用を使途とする介護年金および介護年金の一括支払による支払金については、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にする他の親族の場合には、非課税扱となります。
- 被保険者が死亡した日以後に支払われる介護年金は、所得税(雑所得)+住民税の対象となり、被保険者が死亡した日以後に支払われる介護年金の一括支払による支払金は、所得税(一時所得)+住民税の対象となります。
- 介護年金支払開始日後に、要支援および要介護認定が非該当となった場合、介護年金および介護年金の一括支払による支払金は、非課税扱とはならず所得税(雑所得)の対象となります。
- 上記の課税対象となる介護年金および介護年金の一括支払による支払金の換算基準日は、年金と同様の取扱いとなります。ただし、外貨建定期個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、第1回の介護年金の換算基準日は、介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日(「円支払特約A型」を付加した場合は、請求を会社が受付した日とのいずれか遅い日)となります。

<年金および年金の一括支払>

- 年金および年金の一括支払による支払金は、所得税(雑所得)+住民税の対象となります。
- ※ご契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。

！ご注意！

- 外貨でお支払いする介護年金または年金に源泉徴収税額が発生する場合、その税額を介護年金額または年金額から差し引くため、お受取りになる介護年金の合計額または年金の合計額が、保証金額を下回ることがあります。
- 契約形態により課税の種類は異なりますのでご注意ください。

ご参考

●相続または贈与等に係る生命保険契約等にもとづく介護年金および年金の税務上のお取扱いについて

相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る介護年金および年金の税務は、各年の介護年金額および年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

※介護年金および年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。

●一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。

50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{\text{収入} - \text{必要経費(一時払保険料等)} - \text{特別控除(50万円)}\} \times 1/2$$

！ご注意！

- 税務上の取扱いについては、2018年10月現在の内容であり、今後、税制の変更などにより取扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

20 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行なう必要があります。
 - ①ご契約者または死亡給付金受取人もしくは介護年金受取人が、マニュライフ生命に保険給付を行なわせることを目的として死亡給付金または介護年金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②死亡給付金受取人もしくは介護年金受取人が、ご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
 - ③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡給付金受取人もしくは介護年金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

21 各種お手続きについて

- 次のようなときには、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。

- ①転居されたとき
- ②住居表示の変更があったとき
- ③ご契約者、死亡給付金受取人、介護年金受取人、年金受取人を変更するとき
- ④保険証券を紛失されたとき
- ⑤改姓または改名されたとき

- ご契約についてのお問合せやご相談は、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにお申し出ください。

- ご連絡をくださるときは、保険証券記載の種類と証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、生年月日およびご住所を必ずお申し添えください。

投資型商品カスタマーセンター TEL 0120-925-008

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

22 クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)のお申し出の方法

- ご契約のお申込み後、お申込みの撤回等をされる場合、次の事項をご記入のうえ^{*1}、マニュライフ生命の本社宛てに、書面^①により、お申し出ください。

- ①お申込者またはご契約者の住所・氏名
- ②申込番号
- ③基本保険金額(一時払保険料)または入金額・保険料の払込通貨
- ④取扱代理店名

※マニュライフ生命の営業職員にご契約のお申込みをされた場合は「支社名・営業所名」

- ⑤振込口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]^{*2*3}

- ⑥お申込みの撤回等の申出日

- ⑦お申込みの撤回等をする旨の文言

*1 必ずお申込者またはご契約者ご本人がご記入ください。

*2 お申込者またはご契約者名義の口座に限ります。

*3 円により一時払保険料をお払込みいただいた場合は円口座を、外貨により一時払保険料をお払込みいただいた場合は当該外貨口座をご記入ください。

1

お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。

お申込みの撤回等のお申し出の記入例

※必ずお申込者またはご契約者ご本人がご記入ください。

※口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、

外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。

マニュライフ生命保険株式会社 御中

私は契約の申込みの撤回を行ないます。

契約者 ○○○○

申込番号 XXXXXXXXXX(11桁)

基本保険金額(一時払保険料)または入金額

△△,△△△,△△△(保険料の払込通貨 ××)

取扱代理店 ○○○○○

振込口座 ○○銀行○○支店

普通 △△△△△△△ 口座名義人 ○○○○

申出日 △年△月△日

住所 東京都○○区○○町△一△一△

氏名 ○○○○(自署)

《書面(封書)の送付先》

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー
マニュライフ生命保険株式会社 投資型商品 新契約グループ

！ご注意！

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。必ず郵便により、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内に書面によりお申し出ください。電話や口頭でのお申し出はできません。
- お申込みの撤回等は、マニュライフ生命本社宛てに、お申し出ください。生命保険募集人等には、お申込みの撤回等のお申し出はできません。
- お申込みの撤回等をされた場合、お払込みいただいた金額を全額お返しします。
- 「保険料の払込通貨に関する特約」のいずれか1つを付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨でお払込みいただいた場合には、お払込みいただいた通貨にてお返しします。
- 外貨でお返しする際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。^①
- お返しした外貨を円に換算した場合(お返しした外貨を円口座で受け取る場合を含みます)、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。
- お申込みの撤回等に関するお問合せは、マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。

投資型商品カスタマーセンター TEL 0120-925-008

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

1

詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

MEMO

約款

目次

外貨建定期個人年金保険普通保険約款	62
年金支払総額保証付終身介護年金特約条項	77
年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）条項	91
米ドル特約A型条項	100
豪ドル特約A型条項	101
保険料円入金特約A型条項	102
保険料米ドル入金特約A型条項	103
保険料ユーロ入金特約A型条項	104
保険料豪ドル入金特約A型条項	105
保険料ニュージーランドドル入金特約A型条項	106
円支払特約A型条項	107
情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項	110

ご契約者とマーチライフ生命が
保険契約上とかわすお約束の内容を規定するものをいいます。

外貨建定額個人年金保険普通保険約款〈目次〉

○この保険の趣旨

1. 通貨

第1条 通貨

2. 積立金および積立利率

第2条 積立金および積立利率

3. 用語の意義

第3条 用語の意義

4. 年金の種類および年金額

第4条 年金の種類

第5条 年金額

5. 年金および死亡給付金の支払

第6条 年金および死亡給付金の支払

第7条 年金および死亡給付金の支払に関する補則

第8条 年金証書の交付

第9条 年金の分割支払

第10条 年金の一括支払

第11条 年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所

6. 会社の責任開始期

第12条 会社の責任開始期

7. 一時払保険料の払込

第13条 一時払保険料の払込

8. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9. 告知義務

第16条 告知義務

10. 重大事由による解除

第17条 重大事由による解除

11. 解約および解約返戻金

第18条 解約

第19条 解約返戻金

第20条 死亡給付金受取人による保険契約の存続

12. 契約内容の変更

第21条 一部解約

13. 年金受取人

第22条 年金受取人の代表者

第23条 会社への通知による年金受取人の変更

第24条 遺言による年金受取人の変更

第25条 年金受取人による保険契約上の権利義務の承継

14. 後継年金受取人

第26条 会社への通知による後継年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回

第27条 遺言による後継年金受取人の変更指定

15. 指定代理請求人

第28条 指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回

第29条 指定代理請求人による年金の請求

第30条 被保険者が死亡した場合の年金の請求

16. 死亡給付金受取人

第31条 死亡給付金受取人の代表者

第32条 会社への通知による死亡給付金受取人の変更

第33条 遺言による死亡給付金受取人の変更

17. 保険契約者

第34条 保険契約者の代表者

第35条 保険契約者の変更

18. 保険契約者または年金受取人の住所の変更

第36条 保険契約者または年金受取人の住所の変更

19. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第37条 年齢の計算

第38条 契約年齢および性別の誤りの処理

20. 契約者配当金

第39条 契約者配当金

21. 時効

第40条 時効

22. 被保険者の職業、転居および旅行

第41条 被保険者の職業、転居および旅行

23. 管轄裁判所

第42条 管轄裁判所

24. 事業保険契約の死亡給付金の請求に関する特則

第43条 事業保険契約の死亡給付金の請求に関する特則

別表1 請求書類

別表2 解約返戻金額

別表3 年金の一括支払による支払金額

外貨建定期個人年金保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険契約者が選択した通貨および据置期間に応じた利率を積立金に付利し、その積立金額および契約における年金額算出率に基づき、年金額を定める仕組みの保険で、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

1. 年金

被保険者が年金支払開始日に生存している場合で、年金支払期間中の年金支払日が到来したときに支払います。

2. 死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

1. 通貨

(通貨)

第1条 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める特約を付加することにより、通貨を選択するものとします。

2. 保険料の払込または年金、死亡給付金および解約返戻金の支払等、この保険契約に係る金銭の授受は、保険契約者が選択した通貨をもって行ないます。

2. 積立金および積立利率

(積立金および積立利率)

第2条 積立金とは、将来の年金および死亡給付金等を支払うために一時払保険料を積み立てた部分をいいます。積立金額は、通貨の金利情勢に基づいて第2項に定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）および経過した年月日数により計算します。

2. 積立利率は、通貨および据置期間に対応する指標金利の会社の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、死亡保障に必要な費用として死亡保障费率、保険契約の締結に必要な費用として新契約费率および保険契約の維持に必要な費用として維持费率を差し引いた利率とし、契約における積立利率を据置期間および年金支払期間を通じて適用します。

3. 前項により計算された積立利率が、会社の定める率を下回る場合には、積立利率は会社の定める率と同じとします。

3. 用語の意義

(用語の意義)

第3条 この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「基本保険金額」

「基本保険金額」とは、死亡給付金を支払う際に基準となる金額として、保険契約の締結の際、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額を一時払保険料とします。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

(2) 「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

(3) 「年金支払日」

「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(4) 「据置期間」

「据置期間」とは、保険契約者が会社の定める取扱範囲内で指定した契約日から年金支払開始日の前日までの期間をいいます。

4. 年金の種類および年金額

(年金の種類)

第4条 年金の種類は、確定年金とします。

2. 年金支払期間は、5年とします。

(年金額)

第5条 年金額は、年金支払開始日の前日の積立金額に、契約日における会社の定める率（「年金額算出率」といいます。）を乗じた金額とします。

5. 年金および死亡給付金の支払

(年金および死亡給付金の支払)

第6条 この保険契約において支払う年金および死亡給付金はつぎのとおりです。

名称	支 払 額	受取人	年金・死亡給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
年金	年 金 額	年金受取人	被保険者が年金支払開始日に生存している場合で、年金支払期間中の年金支払日が到来したとき	—————
死亡給付金	被保険者が死亡した日の積立金額、解約返戻金額または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

(年金および死亡給付金の支払に関する補則)

第7条 年金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとします。

2. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の積立金額相当額を保険契約者に払い戻します。
3. 前条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱によって死亡給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
4. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日の積立金額相当額を保険契約者に払い戻します。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
5. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、積立金その他の払戻金の払戻はありません。

(年金証書の交付)

第8条 会社は、第1回の年金の支払の際に、年金証書を年金受取人に交付します。

(年金の分割支払)

第9条 年金受取人は、年金支払開始日以後、会社の定める取扱基準により、年金の分割支払を請求することができます。

この場合、会社の定める利率で計算した利息をつけて支払います。

2. 第2回以後の年金について分割支払を行なう場合には、年金証書に表示します。

(年金の一括支払)

第10条 年金受取人は、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の一括支払を請求することができます。この場合、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価を基準として別表3に定める方法により計算した金額を支払います。

2. 前項の規定により、年金の一括支払を行なったときは、年金の一括支払を行なった時に、保険契約は消滅します。

(年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)

第11条 死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求書類（別表1）を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。

3. 年金または死亡給付金は、その請求書類を会社が受付した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。ただし、年金について、その請求書類を会社が受付した日が年金支払日前である場合、年金支払日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。

4. 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求書類を会社が受付した日の翌日（年金について、その請求書類を会社が受付した日が年金支払日前である場合、年金支払日）からその日を含めて45日を経過する日とします。また、会社は、年金または死亡給付金を請求した者に通知します。

(1) 年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

(2) 死亡給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合

死亡給付金の支払事由が発生した原因

(3) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金の請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求書類を会社が受付した日の翌日（年金について、その請求書類を会社が受付した日が年金支払日前である場合、年金支払日）からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は、年金または死亡給付金を請求した者に通知します。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号または第3号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

(4) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

6. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

- 第12条 会社は、保険契約の申込を承諾する前にあらかじめ一時払保険料に相当する金額を受け取ります。会社が申込を承諾したときは、会社は、一時払保険料相当額を受け取った時にさかのぼって保険契約上の責任を負います。
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とし、保険期間の計算はその日を基準として行ないます。
3. 保険契約の申込の承諾については、会社は、保険契約の申込および一時払保険料相当額のいずれもを会社の本社が受付した日から起算して2営業日以内にその諾否を決定します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券にはつぎの各号に定める事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金および死亡給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 年金の種類
- (6) 年金支払開始日および年金支払期間
- (7) 基本保険金額、死亡給付金額および年金額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

7. 一時払保険料の払込

(一時払保険料の払込)

- 第13条 この保険契約の保険料の払込方法<回数>は、一時払とします。

8. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

(詐欺による取消)

- 第14条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ一時払保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

- 第15条 保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ一時払保険料は払い戻しません。

9. 告知義務

(告知義務)

- 第16条 会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

10. 重大事由による解除

(重大事由による解除)

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡給付金受取人が、この保険契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、年金または死亡給付金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約（年金の支払事由が生じた後において前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、この保険契約のうち、その受取人に支払われるべき年金に該当する部分）を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金または死亡給付金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが年金または死亡給付金の受取人のみであり、その年金または死亡給付金の受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金または死亡給付金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。また、この場合に、すでに年金または死亡給付金を支払っていたときはその返還を求めることができます。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知し、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれにも通知できない場合には、第28条（指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回）に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡したときはその日における、それ以外のときは解除の通知を発信した日の解約返戻金（年金支払開始日以後は年金の一括支払が請求されたものとして計算した金額。以下、本条において同じ。）を保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、年金または死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金または死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金または死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

11. 解約および解約返戻金

(解約)

第18条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

2. 保険契約者は、前項の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

（解約返戻金）

第19条 解約返戻金額は、その請求を会社が受付した日（以下、「解約計算基準日」といいます。）の積立金額を基準として別表2に定める方法により計算した金額とします。

2. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第11条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（死亡給付金受取人による保険契約の存続）

第20条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合は、本条の規定を適用しません。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす死亡給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、請求書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

12. 契約内容の変更

（一部解約）

第21条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって、保険契約の一部を解約（以下、「一部解約」といいます。）し、基本保険金額を減額することができます。

2. 一部解約をした場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されるものとします。
3. 一部解約をするときは、保険契約者は、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 一部解約は、その請求を会社が受付した日（以下、「一部解約計算基準日」といいます。）に効力を生じるものとします。
5. 一部解約をしたときの解約返戻金額は、減額された積立金額を基準として別表2に定める方法により計算した金額とします。
6. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第11条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
7. 一部解約をしたときは、保険証券に表示します。

13. 年金受取人

（年金受取人の代表者）

第22条 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

(会社への通知による年金受取人の変更)

- 第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、年金受取人が被保険者と同一人の場合には、年金支払開始日以後は年金受取人を変更することはできません。
2. 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合は、変更後の年金受取人は、変更前の年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 3. 第1項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類（別表1）を提出してください。
 4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 5. 年金受取人が死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人とみなして取り扱います。

(遺言による年金受取人の変更)

- 第24条 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。
2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項による年金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人の相続人は、請求書類（別表1）を提出してください。

(年金受取人による保険契約上の権利義務の承継)

- 第25条 年金受取人は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

14. 後継年金受取人

(会社への通知による後継年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回)

- 第26条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を指定することができます。
2. 保険契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継年金受取人の変更指定または指定の撤回をすることができます。
 3. 前2項の通知をするときは、保険契約者は、請求書類（別表1）を提出してください。
 4. 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した場合には、第23条（会社への通知による年金受取人の変更）第5項の規定にかかわらず、後継年金受取人が年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。以後、後継年金受取人が年金受取人になるものとします。
 5. 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人がすでに死亡していたときは、後継年金受取人の指定は撤回されたものとして、第23条第5項の規定を適用します。
 6. 年金受取人が死亡した時と、後継年金受取人が死亡した時の先後が明らかでない場合は、後継年金受取人が先に死亡したものとみなして取り扱います。
 7. 後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。

(遺言による後継年金受取人の変更指定)

- 第27条 前条に定めるほか、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更指定することができます。
2. 前項の後継年金受取人の変更指定は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項による後継年金受取人の変更指定は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求書類（別表1）を提出してください。

15. 指定代理請求人

(指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回)

第28条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。）は、被保険者と年金受取人が同一人の場合、被保険者の同意を得て、つぎの各号の範囲内で、1人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (3) 被保険者の直系血族

2. 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。）は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更指定または指定の撤回をすることができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

3. 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。）が前2項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表1）を提出してください。

4. 第1項または第2項の指定、変更指定および指定の撤回は、保険証券（年金支払開始日以後は年金証書。）に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

5. 保険契約者が法人に変更された場合または年金受取人が被保険者以外の者に変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。

(指定代理請求人による年金の請求)

第29条 年金受取人が年金を請求できないつぎのいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めたときに限ります。）は、指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

- (1) 傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができないこと
- (2) その他前号に準じた状態であること

2. 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号のいずれかに該当することを要します。

3. 前2項により、指定代理請求人が年金を請求するときは、請求書類（別表1）および第1項の事情を示す書類を提出してください。

4. 前3項により、年金が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5. 第1項にかかわらず、故意に年金受取人を第1項第1号または第2号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

6. 年金を支払うために必要な事項の確認に際し、指定代理請求人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

(被保険者が死亡した場合の年金の請求)

第30条 被保険者が死亡した後も、指定代理請求人は、被保険者の法定相続人である場合に限り、引き続き年金受取人の代理人として年金（被保険者の相続財産となるものに限ります。以下、本条において同じ。）を請求することができます。

2. 前項により年金が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

3. 故意に被保険者を死亡させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

16. 死亡給付金受取人

(死亡給付金受取人の代表者)

第31条 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対しても効力を生じます。

(会社への通知による死亡給付金受取人の変更)

第32条 保険契約者またはその承継人は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類（別表1）を提出してください。

3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

4. 死亡給付金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。

5. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付受取人とします。

6. 前2項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による死亡給付金受取人の変更)

第33条 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡給付金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項による死亡給付金受取人の変更是、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人の相続人は、請求書類（別表1）を提出してください。

17. 保険契約者

(保険契約者の代表者)

第34条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の変更)

第35条 保険契約者またはその承継人は、年金支払開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類（別表1）を提出してください。

3. 第1項の承継をした場合には、保険証券に表示します。

18. 保険契約者または年金受取人の住所の変更

(保険契約者または年金受取人の住所の変更)

第36条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）が住所（通信先および集金先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかった場合で、保険契約者の住所を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

19. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第37条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第38条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢にもとづいて契約年齢を更正します。契約年齢を更正したことにより、年金支払開始年齢が会社の定める取扱範囲外となった場合、保険契約者は年金支払開始年齢が会社の定める取扱範囲内となるよう会社の定める取扱範囲内で据置期間を変更してください。

(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた一時払保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、すでに年金その他の支払があった場合、一時払保険料からすでに支払われた年金その他の支払の金額を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に更正します。

20. 契約者配当金

(契約者配当金)

第39条 この保険契約に対する契約者配当金はありません。

21. 時効

(時効)

第40条 年金、死亡給付金、解約返戻金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

22. 被保険者の職業、転居および旅行

(被保険者の職業、転居および旅行)

第41条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような職業に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除または特別の保険料の請求をしないで、保険契約上の責任を負います。

23. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第42条 この保険契約における年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または年金もしくは死亡給付金の受取人（年金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

24. 事業保険契約の死亡給付金の請求に関する特則

(事業保険契約の死亡給付金の請求に関する特則)

第43条 官公署、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、別表1に定める書類のほか、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類を必要とします。ただし、これらの者が2人以上あるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

別表1 請求書類

(1) 年金および死亡給付金の請求書類

項目		請求書類
1	年金の請求（分割支払および一括支払を含みます。） ＜第6条、第9条、第10条＞	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
2	死亡給付金の請求 ＜第6条＞	(1) 会社所定の死亡給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実関係が明確な場合には、医師の死亡診断書または死体検査書） (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
3	年金の指定代理請求 ＜第29条＞	(1) 会社所定の年金の支払請求書 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることができます。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類を会社が受付した日とみなします。

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	請 求 書 類
1 解約および解約返戻金の請求 ＜第 18 条、第 19 条、第 21 条＞	(1) 会社所定の解約手続請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2 死亡給付金受取人による保険契約の存続 ＜第 20 条＞	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3 会社への通知による年金受取人の変更 ＜第 23 条＞	(1) 会社所定の年金受取人変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の印鑑証明書 (3) 旧年金受取人死亡による場合（年金支払開始日以後の場合） (i) 旧年金受取人の除籍抄本 (ii) 相続人代表者および連帯保証人の念書と印鑑証明書 (4) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
4 遺言による年金受取人の変更 ＜第 24 条＞	(1) 会社所定の年金受取人変更請求書 (2) 遺言書 (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の相続人の印鑑証明書 (4) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
5 会社への通知による後継年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回 ＜第 26 条＞	(1) 会社所定の契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
6 遺言による後継年金受取人の変更指定 ＜第 27 条＞	(1) 会社所定の後継年金受取人変更指定請求書 (2) 遺言書 (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人の印鑑証明書 (4) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
7 指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回 ＜第 28 条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
8 会社への通知による死亡給付金受取人の変更 ＜第 32 条＞	(1) 会社所定の死亡給付金受取人変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9 遺言による死亡給付金受取人の変更 ＜第 33 条＞	(1) 会社所定の死亡給付金受取人変更請求書 (2) 遺言書 (3) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (4) 保険証券
10 保険契約者の変更 ＜第 35 条＞	(1) 会社所定の保険契約者変更請求書 (2) 旧保険契約者の印鑑証明書 (3) 旧保険契約者死亡による場合 (i) 旧保険契約者の除籍抄本 (ii) 相続人代表者および連帯保証人の念書と印鑑証明書 (4) 保険証券

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることができます。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類を会社が受付した日とみなします。

別表2 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額、積立利率および解約控除額に基づいて、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{積立金額} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$

(1) 市場価格調整率は、つぎの算式で計算した率とします。

$$\left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日における積立利率} + 0.3\%} \right] \text{残存月数}/12$$

ここで、

- ・契約日における積立利率
 - …この保険契約において適用されている積立利率
- ・市場価格調整率計算基準日における積立利率
 - …市場価格調整率計算基準日を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・残存月数
 - …「市場価格調整率計算基準日からその日を含めて据置期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）」+（「年金支払期間の月数」-12）÷2

とします。

(2) 上記(1)の市場価格調整率計算基準日は、つぎのとおりとします。

- (イ) 解約返戻金の支払に際しては、解約計算基準日または一部解約計算基準日
- (ロ) 死亡給付金の支払に際しては、被保険者が死亡した日

(3) 解約控除額は、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{積立金額} \times \text{解約控除率}$$

解約控除率は、契約日から市場価格調整率計算基準日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。

(備考)

市場価格調整率は、解約または一部解約時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、「契約日における積立利率」が、「市場価格調整率計算基準日における積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表3 年金の一括支払による支払金額

年金の一括支払による支払金額は、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価および積立利率に基づいて、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価} \times \text{市場価格調整率}$$

(1) 市場価格調整率は、つぎの算式で計算した率とします。

$$\left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日における積立利率} + 0.3\%} \right] \text{残存月数}/12$$

ここで、

- ・契約日における積立利率
 - …この保険契約において適用されている積立利率
- ・市場価格調整率計算基準日における積立利率
 - …市場価格調整率計算基準日を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・残存月数
 - …「市場価格調整率計算基準日の属する保険年度の年金支払日から最後の年金支払日の属する保険年度の末日までの月数」 $\div 2 -$ 「市場価格調整率計算基準日の属する保険年度の年金支払日からその日を含めて市場価格調整率計算基準日までの経過月数（月数未満切捨て）」

とします。

(2) 上記(1)の市場価格調整率計算基準日は、年金の一括支払の請求を会社が受付した日とします。

年金支払総額保証付終身介護年金特約条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 用語の意義	第21条 会社への通知による後継介護年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回
第2条 特約の締結	第22条 遺言による後継介護年金受取人の変更指定
第3条 介護年金および年金の種類	第23条 介護年金の指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回
第4条 積立利率	第24条 介護年金の指定代理請求人による介護年金の請求
第5条 介護年金額および年金額	第25条 被保険者が死亡した後の指定代理請求人による介護年金の請求
第6条 介護年金および年金の支払	第26条 保険契約者の変更
第7条 介護年金または年金の一括支払	第27条 契約者配当金
第8条 介護年金または年金の支払および介護年金または年金の一括支払に関する補則	第28条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
第9条 介護年金の請求、支払時期および支払場所	第29条 主約款の規定の準用
第10条 責任開始期において要介護認定の効力が生じていたことによる無効	第30条 米ドル特約A型等とあわせて主契約に付加した場合の取扱
第11条 重大事由による解除	第31条 円支払特約A型とあわせて主契約に適用する場合の取扱
第12条 保険証券の記載事項	
第13条 解約返戻金	
第14条 特約の解約	
第15条 特約の消滅	
第16条 介護年金受取人の代表者	
第17条 介護年金受取人によるこの特約の存続	
第18条 会社への通知による介護年金受取人の変更	
第19条 遺言による介護年金受取人の変更	
第20条 介護年金受取人による保険契約上の権利義務の承継	
	別表1 公的介護保険制度
	別表2 要介護2以上の状態
	別表3 薬物依存
	別表4 解約返戻金額
	別表5 介護年金の一括支払による支払金額
	別表6 年金の一括支払による支払金額
	別表7 請求書類

年金支払総額保証付終身介護年金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、介護によって生じる被保険者およびご家族の介護費用の負担を軽減することを目的として年金支払総額保証付終身介護年金を支払うこと、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における年金の種類を年金支払総額保証付終身年金にすることを主な内容とするものです。

（用語の意義）

第1条 この特約条項および主約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「介護年金支払開始日」

「介護年金支払開始日」とは、第1回の介護年金の支払事由が生じた日をいいます。

(2) 「介護年金支払日」

「介護年金支払日」とは、第1回の介護年金については介護年金支払開始日をいい、第2回以後の介護年金については、介護年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(3) 「介護保障期間」

「介護保障期間」とは、保険契約者が会社の定める取扱範囲内で指定した期間をいい、契約日を基準として計算を行ないます。

(4) 「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、主約款の規定にかかわらず、介護保障期間満了の日の翌日をいいます。

(5) 「年金支払日」

「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(特約の締結)

第2条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

3. この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

(介護年金および年金の種類)

第3条 介護年金の種類は、年金支払総額保証付終身介護年金とし、介護年金の合計額は被保険者の生死にかかわらず、第2項に定める介護年金の保証金額を保証します。

2. 介護年金の保証金額は、会社の定める率（「介護年金支払総額保証割合」といいます。）を第5条（介護年金額および年金額）第1項の介護年金額算出率で除して求めた数値を年数とし、その年数を下回らない最短の年数までの介護年金の合計額と同額とします。

3. 年金の種類は、年金支払総額保証付終身年金とし、年金の合計額は被保険者の生死にかかわらず、第4項に定める年金の保証金額を保証します。

4. 年金の保証金額は、会社の定める率（「年金支払総額保証割合」といいます。）を第5条第2項の年金額算出率で除して求めた数値を年数とし、その年数を下回らない最短の年数までの年金の合計額と同額とします。

(積立利率)

第4条 積立利率は、通貨に対応する指標金利の会社の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、死亡保障に必要な費用として死亡保障费率、保険契約の締結に必要な費用として新契約费率および保険契約の維持に必要な費用として維持费率を差し引いた利率とし、契約日における積立利率を契約日以後適用します。

2. 前項により計算された積立利率が、会社の定める率を下回る場合には、積立利率は会社の定める率と同じとします。

(介護年金額および年金額)

第5条 介護年金額は、介護年金支払開始日の前日の積立金額に、契約日における会社の定める率（「介護年金額算出率」といいます。）を乗じた金額とします。

2. 年金額は、年金支払開始日の前日の積立金額に、契約日における会社の定める率（「年金額算出率」といいます。）を乗じた金額とします。

特約

年金支払総額保証付終身介護年金特約条項

(介護年金および年金の支払)

第6条 この特約において支払う介護年金はつぎのとおりです。

種類	名称	支払額	受取人	介護年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても介護年金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
年金支払総額保証付終身介護年金	介護年金	第1回の介護年金 第2回以後の介護年金	介護年金受取人	被保険者が別表1に定める公的介護保険制度（以下、「公的介護保険制度」といいます。）による要介護認定を受け、別表2に定める要介護2以上の状態（以下、「要介護2以上の状態」といいます。）に該当していると認定され、その要介護2以上の状態の認定の効力が介護保障期間中に生じたとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 被保険者の別表3に定める薬物依存 (3) 保険契約者、被保険者または介護年金受取人の故意または重大な過失 (4) 戦争その他の変乱
				第1回の介護年金が支払われた場合で、つぎのいずれかに該当したとき (1) 被保険者が介護年金支払日に生存しているとき (2) 被保険者が介護年金支払日に死亡しているときで、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が介護年金の保証金額より少ないとき	—

2. この特約を付加した保険契約において支払う年金は、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりです。

種類	名称	支払額	受取人	年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）
年金支払総額保証付終身年金	年金	年金額	年金受取人	被保険者が介護保障期間中に介護年金の支払事由に該当せず（免責事由に該当し、第1回の介護年金が支払われなかった場合を含みます。）、かつ、年金支払開始日に生存している場合で、つぎのいずれかに該当したとき (1) 被保険者が年金支払日に生存しているとき (2) 被保険者が年金支払日に死亡しているときで、すでに支払事由の生じた年金の合計額が年金の保証金額より少ないとき

(介護年金または年金の一括支払)

第7条 介護年金受取人は、介護年金の保証金額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を差し引いた金額がある場合に限り、第6条（介護年金および年金の支払）第1項の第2回以後の介護年金の支払事由の第2号に該当したときに支払われる将来の介護年金のうち、介護年金支払日が未到来の介護年金（以下、「介護年金の支払保証部分」といいます。）の支払にかえて、介護年金の支払保証部分の一括支払を請求することができます。この場合、介護年金の支払保証部分の現価を基準として別表5に定める方法により計算した金額を支払います。

2. 前項の規定により、介護年金の一括支払を行なったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 介護年金の支払保証部分の最後の介護年金支払日後の介護年金は、介護年金の支払保証部分の最後の介護年金支払日後の介護年金支払日に被保険者が生存している場合に限り、毎年継続して支払います。
- (2) 介護年金の一括支払が行なわれた後、被保険者が死亡したときは、その時に保険契約は消滅します。
- (3) 第8条（介護年金または年金の支払および介護年金または年金の一括支払に関する補則）第10項の介護年金証書に表示します。

3. 年金受取人は、年金の保証金額からすでに支払事由の生じた年金の合計額を差し引いた金額がある場合に限り、第6条第2項の年金の支払事由の第2号に該当したときに支払われる将来の年金のうち、年金支払日が未到来の年金（以下、「年金の支払保証部分」といいます。）の支払にかえて、年金の支払保証部分の一括支払を請求することができます。この場合、年金の支払保証部分の現価を基準として別表6に定める方法により計算した金額を支払います。
4. 前項の規定により、年金の一括支払を行なったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金の支払保証部分の最後の年金支払日後の年金は、年金の支払保証部分の最後の年金支払日後の年金支払日に被保険者が生存している場合に限り、毎年継続して支払います。
 - (2) 年金の一括支払が行なわれた後、被保険者が死亡したときは、その時に保険契約は消滅します。
 - (3) 年金証書に表示します。

（介護年金または年金の支払および介護年金または年金の一括支払に関する補則）

- 第8条 介護年金受取人は、被保険者または主契約の死亡給付金受取人のいずれかとします。
2. 第1回の介護年金を支払った場合には、その第1回の介護年金の支払事由に該当した時以後、新たに第1回の介護年金の支払事由が生じた場合でも、これによる第1回の介護年金は支払いません。
 3. 第1回の介護年金を支払った場合には、第1回の介護年金の支払事由が生じた日以後、主約款の規定にかかわらず、主契約の死亡給付金の支払はありません。
 4. 主約款の規定により死亡給付金を支払った後に、第1回の介護年金の請求を受け、その第1回の介護年金が支払われることとなった場合には、すでに支払った死亡給付金を返還してください。この場合、この死亡給付金の返還がなかったときは、第1回の介護年金は支払いません。
 5. 第6条（介護年金および年金の支払）第2項の規定により年金を支払った後に、第1回の介護年金の請求を受け、その第1回の介護年金が支払われることとなった場合には、すでに支払った年金を返還してください。この場合、この年金の返還がなかったときは、第1回の介護年金は支払いません。
 6. 保険契約者が法人で、かつ主契約の死亡給付金受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、介護年金受取人は保険契約者とします。この場合、介護年金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
 7. 介護年金支払開始日以後に被保険者が死亡したときは、介護年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
 8. 年金支払開始日以後に被保険者が死亡したときは、年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
 9. 被保険者が戦争その他の変乱によって要介護2以上の状態に該当した場合でも、その原因によって要介護2以上の状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 10. 会社は第1回の介護年金の支払の際に、介護年金証書を介護年金受取人に交付します。

（介護年金の請求、支払時期および支払場所）

- 第9条 支払事由の生じた介護年金受取人は、会社に、請求書類（別表7）を提出して、介護年金を請求してください。
2. 介護年金は、その請求書類を会社が受付した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。ただし、介護年金について、その請求書類を会社が受付した日が介護年金支払日前である場合、介護年金支払日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。
 3. 介護年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約を付加した保険契約の締結時から介護年金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、介護年金を支払うべき期限は、その請求書類を会社が受付した日の翌日（介護年金について、その請求書類を会社が受付した日が介護年金支払日前である場合、介護年金支払日）からその日を含めて45日を経過する日とします。また、会社は、介護年金を請求した者に通知します。
 - (1) 介護年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 介護年金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
介護年金の支払事由が発生した原因

(3) この特約条項に定める重大事由に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第11条（重大事由による解除）第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは介護年金受取人のこの特約を付加した保険契約締結の目的もしくは介護年金の請求の意図に関するこの特約を付加した保険契約の締結時から介護年金の請求時までにおける事実

4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、介護年金を支払うべき期限は、その請求書類を会社が受付した日の翌日（介護年金について、その請求書類を会社が受付した日が介護年金支払日前である場合、介護年金支払日）からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は、介護年金を請求した者に通知します。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号または第3号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

(4) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または介護年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

5. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または介護年金受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかつたときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は介護年金を支払いません。

（責任開始期において要介護認定の効力が生じていたことによる無効）

第10条 被保険者が要介護2以上の状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が責任開始期において生じていた場合（責任開始期以後に被保険者が要介護2以上の状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が責任開始期前において生じることとなった場合を含みます。）には、保険契約を無効とし、一時払保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、すでに介護年金その他の支払があった場合、一時払保険料からすでに支払われた介護年金その他の支払の金額を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。

2. 前項の適用がある場合は、第11条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（重大事由による解除）

第11条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または介護年金受取人が、この特約の介護年金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の介護年金の請求に関し、介護年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または介護年金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ニ) 保険契約者または介護年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (4) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または介護年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または介護年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、介護年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約（介護年金の支払事由が生じた後において前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが介護年金の受取人のみであり、その介護年金の受取人が介護年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき介護年金に該当する部分）を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護年金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが介護年金の受取人のみであり、その介護年金の受取人が介護年金の一部の受取人であるときは、介護年金のうち、その受取人に支払われるべき介護年金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。また、この場合に、すでに介護年金を支払っていたときはその返還を求めることができます。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または介護年金受取人に通知し、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または介護年金受取人のいずれにも通知できない場合には、第23条（介護年金の指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回）に定める介護年金の指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡したときはその日における、それ以外のときは解除の通知を発信した日の解約返戻金（介護年金支払開始日以後は介護年金の一括支払が請求されたものとして計算した金額。以下、本項において同じ。）を保険契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人。以下、本項において同じ。）に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、介護年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し介護年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない介護年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

（保険証券の記載事項）

第12条 主約款の規定にかかわらず、保険証券には、年金支払期間は記載せず、介護年金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項、介護年金の種類、介護年金支払開始日、介護年金および年金の保証金額、介護年金額ならびに介護保障期間を記載します。

（解約返戻金）

- 第13条 保険契約者は、介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を付加した保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。この場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の積立金額を基準として別表4に定める方法により計算した金額とします。
2. 保険契約者は、介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前に限り、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって、この特約を付加した保険契約を一部解約し、基本保険金額を減額することができます。この場合、解約返戻金額は、減額された積立金額を基準として別表4に定める方法により計算した金額とします。

（特約の解約）

第14条 この特約のみの解約をすることはできません。

（特約の消滅）

第15条 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

（介護年金受取人の代表者）

第16条 この特約に関する介護年金受取人の代表者については、主約款の年金受取人の代表者の規定を準用します。

(介護年金受取人によるこの特約の存続)

- 第17条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をできる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約を付加した保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす介護年金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、介護年金受取人は、請求書類（別表7）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、第1回の介護年金の支払事由が生じ、会社が第1回の介護年金を支払うべきときは、当該支払うべき金額および第2回以後の介護年金の現価の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額および第2回以後の介護年金の現価から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、介護年金受取人に支払います。

(会社への通知による介護年金受取人の変更)

- 第18条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、介護年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の介護年金受取人は、被保険者または主契約の死亡給付金受取人に限ります。また、介護年金受取人が被保険者と同一人の場合には、介護年金支払開始日以後は介護年金受取人を変更することはできません。
2. 介護年金支払開始日以後に、前項の規定により介護年金受取人が変更された場合は、変更後の介護年金受取人は、変更前の介護年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 第1項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類（別表7）を提出してください。
4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の介護年金受取人に介護年金を支払ったときは、その支払後に変更後の介護年金受取人から介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 介護年金受取人が死亡したときは、その死亡した介護年金受取人の死亡時の法定相続人を介護年金受取人とみなして取り扱います。

(遺言による介護年金受取人の変更)

- 第19条 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、法律上有効な遺言により、介護年金受取人を変更することができます。
2. 前項の介護年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による介護年金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人の相続人は、請求書類（別表7）を提出してください。

(介護年金受取人による保険契約上の権利義務の承継)

- 第20条 介護年金受取人は、介護年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

(会社への通知による後継介護年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回)

- 第21条 保険契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人。以下、本条において同じ。）は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、介護年金受取人が死亡したときにその介護年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下、「後継介護年金受取人」といいます。）を指定することができます。
2. 保険契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継介護年金受取人の変更指定または指定の撤回をすることができます。

3. 前2項の通知をするときは、保険契約者は、請求書類（別表7）を提出してください。
4. 介護年金支払開始日以後、介護年金受取人が死亡した場合には、第18条（会社への通知による介護年金受取人の変更）第5項の規定にかかわらず、後継介護年金受取人が介護年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。以後、後継介護年金受取人が介護年金受取人になるものとします。
5. 前項の場合、介護年金受取人の死亡時に、後継介護年金受取人がすでに死亡していたときは、後継介護年金受取人の指定は撤回されたものとして、第18条第5項の規定を適用します。
6. 介護年金受取人が死亡した時と、後継介護年金受取人が死亡した時の先後が明らかでない場合は、後継介護年金受取人が先に死亡したものとみなして取り扱います。
7. 後継介護年金受取人が故意に介護年金受取人を死亡させたときは、後継介護年金受取人としての取扱を受けることができません。

（遺言による後継介護年金受取人の変更指定）

- 第22条 前条に定めるほか、保険契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人。以下、本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、後継介護年金受取人を変更指定することができます。
2. 前項の後継介護年金受取人の変更指定は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項による後継介護年金受取人の変更指定は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求書類（別表7）を提出してください。

（介護年金の指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回）

- 第23条 保険契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人。）は、被保険者と介護年金受取人が同一の場合、被保険者の同意を得て、つぎの各号の範囲内で、1人の者を介護年金の指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。
- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (3) 被保険者の直系血族
2. 保険契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人。）は、被保険者の同意を得て、介護年金の指定代理請求人の変更指定または指定の撤回をすることができます。この場合、変更指定後の介護年金の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。
3. 保険契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人。）が前2項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表7）を提出してください。
4. 第1項または第2項の指定、変更指定および指定の撤回は、保険証券（介護年金支払開始日以後は介護年金証書。）に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
5. 保険契約者が法人に変更された場合または介護年金受取人が被保険者以外の者に変更された場合は、介護年金の指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。

（介護年金の指定代理請求人による介護年金の請求）

- 第24条 介護年金受取人が介護年金を請求できないつぎのいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めたときに限ります。）は、指定代理請求人が、介護年金受取人の代理人として介護年金を請求することができます。
- (1) 傷害または疾病により、介護年金を請求する意思表示ができないこと
 - (2) 傷病名の告知を受けていないこと
 - (3) その他前2号に準じた状態であること
2. 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号のいずれかに該当することを要します。
3. 前2項により、指定代理請求人が介護年金を請求するときは、請求書類（別表7）および第1項の事情を示す書類を提出してください。

4. 前3項により、介護年金が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 第1項にかかわらず、故意に介護年金の支払事由を生じさせた者または故意に介護年金受取人を第1項第1号もしくは第3号に定める状態（ただし、第3号については、第1号に準じた状態に限ります。）に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
6. 介護年金を支払うために必要な事項の確認に際し、指定代理請求人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は介護年金を支払いません。

（被保険者が死亡した後の指定代理請求人による介護年金の請求）

第25条 被保険者が死亡した後の指定代理請求人による介護年金の請求については、主約款の被保険者が死亡した場合の年金の請求の規定を準用します。

（保険契約者の変更）

第26条 介護年金が支払われた場合には、主約款の規定にかかわらず、保険契約者の変更は取り扱いません。

（契約者配当金）

第27条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第28条 会社は、この特約の支払事由にかかる法令等の改正による公的介護保険制度等の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

2. 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「特約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。
3. 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、特約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
4. 前項の通知を受けた保険契約者は、特約条項変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 特約条項変更日の前日にこの特約を付加した保険契約を解約する方法
5. 前項の指定がなされないまま、特約条項変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

（主約款の規定の準用）

第29条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

（米ドル特約A型等とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第30条 この特約をつぎの第1号に規定する特約とあわせて主契約に付加した場合には、第2号の規定により取り扱います。

- (1) 対象となる特約
 - ・米ドル特約A型
 - ・豪ドル特約A型
- (2) 前号に規定する各特約の指標金利の規定中、「年金支払総額保証付終身年金特約」とあるのは「年金支払総額保証付終身介護年金特約」と、「年金支払開始日以後は年金受取人」とあるのは「介護年金支払開始日以後は介護年金受取人、年金支払開始日以後は年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

(円支払特約A型とあわせて主契約に適用する場合の取扱)

- 第31条 この特約を円支払特約A型とあわせて主契約に適用する場合、この特約の介護年金（介護年金の一括支払を含みます。）についても、円支払特約A型条項の規定を適用し、円により支払います。
2. 前項の場合、円支払特約A型条項の年金を支払う場合の取扱の規定、年金の一括支払を行なう場合の取扱の規定および特約の解約の規定の適用に際しては、「年金」とあるのは「介護年金」と、「年金支払日」とあるのは「介護年金支払日」と、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と、「年金支払開始日」とあるのは「介護年金支払開始日」と、「年金証書」とあるのは「介護年金証書」とそれぞれ読み替えます。
3. 第1項の場合、円支払特約A型条項のその他返戻金を支払う場合の取扱の規定の適用に際しては、「主約款」とあるのは「主約款または主契約に付加する特約条項」と読み替えます。
4. 円支払特約A型条項の特約の締結の規定に定めるほか、つぎの場合に、円支払特約A型を主契約に付加して締結できるものとします。
- (1) 第1回の介護年金の請求の際、介護年金受取人からの申出があり、かつ会社が承諾したとき
- (2) 介護年金支払開始日以後、介護年金受取人からの申出があり、かつ会社が承諾したとき
5. 円支払特約A型を締結したときは、介護年金証書に表示します。

別表1 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表4 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額、積立利率および解約控除額に基づいて、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{積立金額} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$

ただし、市場価格調整率が適用される期間は、契約日からその日を含めて30年後の契約応当日の前日までの期間とします。

(1) 市場価格調整率は、つぎの算式で計算した率とします。

$$\left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日における積立利率} + 0.3\%} \right] \text{残存月数}/12$$

ここで、

- ・契約日における積立利率
 - …この保険契約において適用されている積立利率
- ・市場価格調整率計算基準日における積立利率
 - …市場価格調整率計算基準日を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・残存月数
 - (i) 介護保障期間が30年未満の場合
 - …「市場価格調整率計算基準日からその日を含めて介護保障期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）」×0.9+（「年金支払開始日から、年金の支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度（ただし、年金の支払保証部分の最後の年金支払日が第31保険年度以後となる場合には第31保険年度とします。）の末日までの月数」-12）÷2
 - (ii) 介護保障期間が30年以上の場合
 - …「市場価格調整率計算基準日からその日を含めて契約日から30年後の契約応当日の前日までの月数（月数未満切上げ）」×0.9

とします。

(2) 上記(1)の市場価格調整率計算基準日は、つぎのとおりとします。

(イ) 解約返戻金の支払に際しては、解約計算基準日または一部解約計算基準日

(ロ) 死亡給付金の支払に際しては、被保険者が死亡した日

(3) 解約控除額は、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{積立金額} \times \text{解約控除率}$$

解約控除率は、契約日から市場価格調整率計算基準日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。

(備考)

市場価格調整率は、解約または一部解約時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、「契約日における積立利率」が、「市場価格調整率計算基準日における積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表5 介護年金の一括支払による支払金額

介護年金の一括支払による支払金額は、介護年金の支払保証部分の現価、積立利率および解約控除額に基づいて、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{介護年金の支払保証部分の現価} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$

ただし、市場価格調整率が適用される期間は、契約日からその日を含めて第30保険年度中の介護年金支払日の前日までの期間とします。

(1) 市場価格調整率は、つぎの算式で計算した率とします。

$$\left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日における積立利率} + 0.3\%} \right] \text{残存月数}/12$$

ここで、

- ・契約日における積立利率
 - …この保険契約において適用されている積立利率
- ・市場価格調整率計算基準日における積立利率
 - …市場価格調整率計算基準日を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・残存月数
 - …「市場価格調整率計算基準日の属する介護年金支払年度の介護年金支払日から、介護年金の支払保証部分の最後の介護年金支払日の属する介護年金支払年度（ただし、介護年金の支払保証部分の最後の介護年金支払日が第30保険年度以後となる場合には、第30保険年度中の介護年金支払日の属する介護年金支払年度とします。）の末日までの月数」÷2 – 「市場価格調整率計算基準日の属する介護年金支払年度の介護年金支払日からその日を含めて市場価格調整率計算基準日までの経過月数（月数未満切捨て）」

とします。

介護年金支払年度とは、介護年金支払開始日から起算して毎1年のことをいいます。

(2) 上記(1)の市場価格調整率計算基準日は、介護年金の一括支払の請求を会社が受付した日とします。

(3) 解約控除額は、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{介護年金の支払保証部分の現価} \times \text{解約控除率}$$

解約控除率は、契約日から市場価格調整率計算基準日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。

別表6 年金の一括支払による支払金額

年金の一括支払による支払金額は、年金の支払保証部分の現価および積立利率に基づいて、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{年金の支払保証部分の現価} \times \text{市場価格調整率}$$

ただし、市場価格調整率が適用される期間は、契約日からその日を含めて30年後の契約応当日の前日までの期間とします。

(1) 市場価格調整率は、つぎの算式で計算した率とします。

$$\left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日における積立利率} + 0.3\%} \right] ^{\text{残存月数}/12}$$

ここで、

- ・契約日における積立利率
…この保険契約において適用されている積立利率
- ・市場価格調整率計算基準日における積立利率
…市場価格調整率計算基準日を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・残存月数
…「市場価格調整率計算基準日の属する保険年度の年金支払日から、年金の支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度（ただし、年金の支払保証部分の最後の年金支払日の属する保険年度が第31保険年度以後となる場合には第31保険年度とします。）の末日までの月数」÷2 - 「市場価格調整率計算基準日の属する保険年度の年金支払日からその日を含めて市場価格調整率計算基準日までの経過月数（月数未満切捨て）」

とします。

(2) 上記(1)の市場価格調整率計算基準日は、年金の一括支払の請求を会社が受付した日とします。

別表7 請求書類

(1) 介護年金の請求書類

項目	請求書類
1 介護年金の請求（一括支払を含みます。） ＜第6条、第7条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（ただし、第1回の介護年金を請求する場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (5) 介護年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券（介護年金支払開始日以後は介護年金証書）
2 介護年金の指定代理請求 ＜第24条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（ただし、第1回の介護年金を請求する場合に限ります。） (4) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (5) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (6) 保険証券（介護年金支払開始日以後は介護年金証書）

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることができます。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	請 求 書 類
1 介護年金受取人によるこの特約の存続 ＜第 17 条＞	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 介護年金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 介護年金受取人の印鑑証明書 (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
2 会社への通知による介護年金受取人の変更 ＜第 18 条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（介護年金支払開始日以後は変更前の介護年金受取人）の印鑑証明書 (3) 旧介護年金受取人死亡による場合（介護年金支払開始日以後の場合） (イ) 旧介護年金受取人の除籍抄本 (ロ) 相続人代表者および連帯保証人の念書と印鑑証明書 (4) 保険証券（介護年金支払開始日以後は介護年金証書）
3 遺言による介護年金受取人の変更 ＜第 19 条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 保険契約者（介護年金支払開始日以後は変更前の介護年金受取人）の相続人の印鑑証明書 (4) 保険証券（介護年金支払開始日以後は介護年金証書）
4 会社への通知による後継介護年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回 ＜第 21 条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（介護年金支払開始日以後は介護年金証書）
5 遺言による後継介護年金受取人の変更指定 ＜第 22 条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 保険契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人）の相続人の印鑑証明書 (4) 保険証券（介護年金支払開始日以後は介護年金証書）
6 介護年金の指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回 ＜第 23 条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（介護年金支払開始日以後は介護年金証書）

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることができます。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類を会社が受付した日とみなします。

年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）条項〈目次〉

○この特約の趣旨

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約の締結
- 第3条 介護年金の種類
- 第4条 積立利率
- 第5条 介護年金額
- 第6条 介護年金の支払
- 第7条 介護年金の分割支払
- 第8条 介護年金の一括支払
- 第9条 介護年金の支払、分割支払および一括支払に関する補則
- 第10条 介護年金の請求、支払時期および支払場所
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 保険証券兼介護年金証書等の記載事項
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 介護年金受取人の代表者
- 第16条 会社への通知による介護年金受取人の変更
- 第17条 遺言による介護年金受取人の変更

- 第18条 介護年金受取人による保険契約上の権利義務の承継
- 第19条 会社への通知による後継介護年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回
- 第20条 遺言による後継介護年金受取人の変更指定
- 第21条 指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回
- 第22条 指定代理請求人による介護年金の請求
- 第23条 被保険者が死亡した後の指定代理請求人による介護年金の請求
- 第24条 契約者配当金
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 米ドル特約A型等とあわせて主契約に付加した場合の取扱
- 第27条 保険料円入金特約A型等とあわせて主契約に付加した場合の取扱
- 第28条 円支払特約A型とあわせて主契約に適用する場合の取扱

別表1 公的介護保険制度

別表2 要介護2以上の状態

別表3 介護年金の一括支払による支払金額

別表4 請求書類

年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、介護によって生じる被保険者およびご家族の介護費用の負担を軽減することを目的として、契約日を介護年金支払開始日とする年金支払総額保証付終身介護年金を支払うことを主な内容とするものです。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「介護年金支払開始日」

「介護年金支払開始日」は、契約日とします。

(2) 「介護年金支払日」

「介護年金支払日」とは、第1回の介護年金については介護年金支払開始日をいい、第2回以後の介護年金については、介護年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(特約の締結)

第2条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

3. この特約が付加された場合、主契約のつぎの取扱を行ないません。

(1) 年金の支払

(2) 死亡給付金の支払

- (3) 保険契約の解約
- (4) 保険契約の一部解約

(介護年金の種類)

第3条 介護年金の種類は、年金支払総額保証付終身介護年金とし、介護年金の合計額は被保険者の生死にかかわらず、第2項に定める保証金額を保証します。

2. 保証金額は、会社の定める率（「介護年金支払総額保証割合」といいます。）を第5条（介護年金額）の介護年金額算出率で除して求めた数値を年数とし、その年数を下回らない最短の年数までの介護年金の合計額と同額とします。

(積立利率)

第4条 積立利率は、通貨に対応する指標金利の会社の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、保険契約の締結に必要な費用として新契約費率および保険契約の維持に必要な費用として維持費率を差し引いた利率とし、契約日における積立利率を契約日以後適用します。

2. 前項により計算された積立利率が、会社の定める率を下回る場合には、積立利率は会社の定める率と同じとします。

(介護年金額)

第5条 介護年金額は、一時払保険料相当額に、契約日における会社の定める率（「介護年金額算出率」といいます。）を乗じた金額とします。

(介護年金の支払)

第6条 この特約において支払う介護年金はつぎのとおりです。

支 払 額	受 取 人	介護年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）
介護年金額	介 護 年 金 受 取 人	<p>被保険者が別表1に定める公的介護保険制度（以下、「公的介護保険制度」といいます。）による要介護認定を受け、別表2に定める要介護2以上の状態（以下、「要介護2以上の状態」といいます。）に該当していると認定され、その要介護2以上の状態の認定の効力が介護年金支払開始日に生じている場合で、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 被保険者が、第1回の介護年金については介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日、第2回以後の介護年金については介護年金支払日に生存しているとき</p> <p>(2) 被保険者が、第1回の介護年金については介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日、第2回以後の介護年金については介護年金支払日に死亡しているときで、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が保証金額より少ないとき</p>

2. 前項の規定にかかわらず、第1回の介護年金を支払う場合には、介護年金額に介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日までの期間に応じた会社の定める利率で計算した利息をつけて支払います。

(介護年金の分割支払)

第7条 介護年金受取人は、介護年金支払開始日以後、会社の定める取扱基準により、介護年金の分割支払を請求することができます。この場合、会社の定める利率で計算した利息をつけて支払います。

2. 介護年金の分割支払は、第2回以後の介護年金から取り扱います。

3. 分割支払を行なう場合には、第12条（保険証券兼介護年金証書等の記載事項）に定める介護年金証書に表示します。

(介護年金の一括支払)

第8条 介護年金受取人は、介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日以後、保証金額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を差し引いた金額がある場合に限り、第6条（介護年金の支払）第1項の支払事由の第2号に該当したときに支払われる将来の介護年金のうち、介護年金支払日が未到来の介護年金（以下、「支払保証部分」といいます。）の支払にかえて、支払保証部分の一括支払を請求することができます。この場合、支払保証部分の現価を基準として別表3に定める方法により計算した金額を支払います。

2. 前項の規定により、介護年金の一括支払を行なったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 支払保証部分の最後の介護年金支払日後の介護年金は、支払保証部分の最後の介護年金支払日後の介護年金支払日に被保険者が生存している場合に限り、毎年継続して支払います。
- (2) 介護年金の一括支払が行なわれた後、被保険者が死亡したときは、その時に保険契約は消滅します。
- (3) 介護年金証書に表示します。

(介護年金の支払、分割支払および一括支払に関する補則)

第9条 保険契約者が法人である場合には、介護年金受取人はその法人とします。

2. 被保険者が死亡したときは、介護年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

(介護年金の請求、支払時期および支払場所)

第10条 支払事由の生じた介護年金受取人は、会社に、請求書類（別表4）を提出して、介護年金を請求してください。

2. 第1回の介護年金は、その請求書類を会社が受付した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。ただし、その請求書類を会社が受付した日が介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日前である場合、介護年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。
3. 介護年金の支払時期および支払場所に関する規定は、前項に定めるほか、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第11条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または介護年金受取人が、この特約の介護年金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の介護年金の請求に関し、介護年金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または介護年金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) 保険契約者または介護年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または介護年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または介護年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、介護年金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約（介護年金の支払事由が生じた後において前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが介護年金の受取人のみであり、その介護年金の受取人が介護年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき介護年金に該当する部分）を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護年金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが介護年金の受取人のみであり、その介護年金の受取人が介護年金の一部の受取人であるときは、介護年金のうち、その受取人に支払われるべき介護年金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。また、この場合に、すでに介護年金を支払っていたときはその返還を求めることができます。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を介護年金受取人に通知します。ただし、介護年金受取人またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって介護年金受取人に通知できない場合には、被保険者に通知し、正当な理由によって、被保険者または介護年金受取人のいずれにも通知できない場合には、第21条（指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回）に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡したときはその日における、それ以外のときは解除の通知を発信した日に介護年金の一括支払が請求されたものとして計算した金額を介護年金受取人に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、介護年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し介護年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない介護年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の介護年金の一括支払が請求されたものとして計算した金額を介護年金受取人に払い戻します。

（保険証券兼介護年金証書等の記載事項）

第12条 会社がこの特約の申込を承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、保険証券を発行せず、保険証券兼介護年金証書を発行します。保険証券兼介護年金証書にはつぎの各号に定める事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 介護年金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 介護年金の種類
- (6) 介護年金支払開始日および保証金額
- (7) 基本保険金額および介護年金額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券兼介護年金証書を作成した年月日

2. 前項の記載事項を変更する場合は、保険証券兼介護年金証書または介護年金証書を回収し、変更後の契約内容を記載した介護年金証書を発行します。

（特約の解約）

第13条 この特約のみの解約をすることはできません。

（特約の消滅）

第14条 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

（介護年金受取人の代表者）

第15条 この特約に関する介護年金受取人の代表者については、主約款の年金受取人の代表者の規定を準用します。

(会社への通知による介護年金受取人の変更)

- 第16条 介護年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、介護年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の介護年金受取人は、被保険者に限ります。
2. 前項の規定により介護年金受取人が変更された場合は、変更後の介護年金受取人は、変更前の介護年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 3. 第1項の通知をするときは、介護年金受取人は、請求書類（別表4）を提出してください。
 4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の介護年金受取人に介護年金を支払ったときは、その支払後に変更後の介護年金受取人から介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 5. 介護年金受取人が死亡したときは、その死亡した介護年金受取人の死亡時の法定相続人を介護年金受取人とみなして取り扱います。

(遺言による介護年金受取人の変更)

- 第17条 前条に定めるほか、介護年金受取人は、法律上有効な遺言により、介護年金受取人を変更することができます。
2. 前項の介護年金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項による介護年金受取人の変更是、介護年金受取人が死亡した後、介護年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、介護年金受取人の相続人は、請求書類（別表4）を提出してください。

(介護年金受取人による保険契約上の権利義務の承継)

- 第18条 介護年金受取人は、介護年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

(会社への通知による後繼介護年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回)

- 第19条 主契約締結の際は保険契約者が、介護年金支払開始日以後は介護年金受取人が、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、介護年金受取人が死亡したときにその介護年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下、「後繼介護年金受取人」といいます。）を指定することができます。
2. 介護年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後繼介護年金受取人の変更指定または指定の撤回をすることができます。
 3. 前2項の通知をするときは、介護年金受取人は、請求書類（別表4）を提出してください。
 4. 介護年金受取人が死亡した場合には、第16条（会社への通知による介護年金受取人の変更）第5項の規定にかかわらず、後繼介護年金受取人が介護年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。以後、後繼介護年金受取人が介護年金受取人になるものとします。
 5. 前項の場合、介護年金受取人の死亡時に、後繼介護年金受取人がすでに死亡していたときは、後繼介護年金受取人の指定は撤回されたものとして、第16条第5項の規定を適用します。
 6. 介護年金受取人が死亡した時と、後繼介護年金受取人が死亡した時の先後が明らかでない場合は、後繼介護年金受取人が先に死亡したものとみなして取り扱います。
 7. 後繼介護年金受取人が故意に介護年金受取人を死亡させたときは、後繼介護年金受取人としての取扱を受けることができません。

(遺言による後繼介護年金受取人の変更指定)

- 第20条 前条に定めるほか、介護年金受取人は、法律上有効な遺言により、後繼介護年金受取人を変更指定することができます。
2. 前項の後繼介護年金受取人の変更指定は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項による後繼介護年金受取人の変更指定は、介護年金受取人が死亡した後、介護年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、後繼介護年金受取人の相続人は、請求書類（別表4）を提出してください。

(指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回)

第21条 主契約締結の際は保険契約者が、介護年金支払開始日以後は介護年金受取人が、被保険者と介護年金受取人が同一の場合、被保険者の同意を得て、つぎの各号の範囲内で、1人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(3) 被保険者の直系血族

2. 介護年金受取人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更指定または指定の撤回をすることができます。

この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

3. 介護年金受取人が前2項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類(別表4)を提出してください。

4. 第1項または第2項の指定、変更指定および指定の撤回は、保険証券兼介護年金証書(介護年金支払開始日後は介護年金証書。)に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(指定代理請求人による介護年金の請求)

第22条 この特約に関する指定代理請求人による介護年金の請求については、主約款の指定代理請求人による年金の請求の規定を準用します。

(被保険者が死亡した後の指定代理請求人による介護年金の請求)

第23条 被保険者が死亡した後の指定代理請求人による介護年金の請求については、主約款の被保険者が死亡した場合の年金の請求に関する規定を準用します。

(契約者配当金)

第24条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

(米ドル特約A型等とあわせて主契約に付加した場合の取扱)

第26条 この特約をつぎの第1号に規定する特約とあわせて主契約に付加した場合には、第2号および第3号の規定により取り扱います。

(1) 対象となる特約

・米ドル特約A型

・豪ドル特約A型

(2) 前号に規定する各特約条項の特約の締結の規定にかかわらず、前号の各特約を締結したときは、保険証券兼介護年金証書に表示します。

(3) 第1号に規定する各特約条項の指標金利の規定中、「年金支払総額保証付終身年金特約」とあるのは「年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)」と、「保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人。)」とあるのは「介護年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

(保険料円入金特約A型等とあわせて主契約に付加した場合の取扱)

第27条 この特約をつぎの第1号に規定する特約とあわせて主契約に付加した場合には、第2号の規定により取り扱います。

(1) 対象となる特約

・保険料円入金特約A型

・保険料米ドル入金特約A型

・保険料ユーロ入金特約A型

・保険料豪ドル入金特約A型

・保険料ニュージーランドドル入金特約A型

(2) 前号に規定する各特約条項の特約の締結の規定にかかわらず、前号の各特約を締結したときは、保険証券兼介護年金証書に表示します。

(円支払特約A型とあわせて主契約に適用する場合の取扱)

第28条 この特約を円支払特約A型とあわせて主契約に適用する場合、この特約の介護年金（介護年金の一括支払を含みます。）についても、円支払特約A型条項の規定を適用し、円により支払います。

2. 前項の場合、円支払特約A型条項の特約の適用の規定、年金を支払う場合の取扱の規定および年金の一括支払を行なう場合の取扱の規定の適用に際しては、「年金」とあるのは「介護年金」と、「年金支払日」とあるのは「介護年金支払日」と、「年金支払開始日」とあるのは「介護年金支払開始日」とそれぞれ読み替えます。

3. 円支払特約A型の締結は、円支払特約A型条項の特約の締結の規定にかかわらず、つぎの各号の場合に取り扱います。

(1) 主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したとき

(2) 介護年金支払開始日以後は、介護年金受取人からの申出があり、かつ会社が承諾したとき

4. 円支払特約A型を締結したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 前項第1号の場合は、保険証券兼介護年金証書に表示します。

(2) 前項第2号の場合は、介護年金証書に表示します。

別表1 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 介護年金の一括支払による支払金額

介護年金の一括支払による支払金額は、支払保証部分の現価、積立利率および解約控除額に基づいて、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{支払保証部分の現価} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$

(1) 市場価格調整率は、つぎの算式で計算した率とします。

$$\left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日における積立利率} + 0.3\%} \right] \text{残存月数}/12$$

ここで、

- ・契約日における積立利率
 - …この保険契約において適用されている積立利率
- ・市場価格調整率計算基準日における積立利率
 - …市場価格調整率計算基準日を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- ・残存月数
 - …「市場価格調整率計算基準日の属する保険年度の介護年金支払日から支払保証部分の最後の介護年金支払日の属する保険年度の末日までの月数」÷2 – 「市場価格調整率計算基準日の属する保険年度の介護年金支払日からその日を含めて市場価格調整率計算基準日までの経過月数（月数未満切捨て）」

とします。

(2) 上記(1)の市場価格調整率計算基準日は、介護年金の一括支払の請求を会社が受付した日とします。

(3) 解約控除額は、つぎの算式で計算した金額とします。

$$\text{支払保証部分の現価} \times \text{解約控除率}$$

解約控除率は、契約日から市場価格調整率計算基準日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。

別表4 請求書類

(1) 介護年金の請求書類

項目	請求書類
1 介護年金の請求(分割支払および一括支払を含みます。) <第6条、第7条、第8条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (ただし、第1回の介護年金を請求する場合に限ります。) (3) 被保険者の住民票(ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本) (4) 介護年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券兼介護年金証書または介護年金証書

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることができます。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	請求書類
1 会社への通知による介護年金受取人の変更 <第16条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 介護年金受取人の印鑑証明書 (3) 旧介護年金受取人死亡による場合 (4) 旧介護年金受取人の除籍抄本 (5) 相続人代表者および連帯保証人の念書と印鑑証明書 (6) 保険証券兼介護年金証書または介護年金証書
2 遺言による介護年金受取人の変更 <第17条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 変更前の介護年金受取人の相続人の印鑑証明書 (4) 保険証券兼介護年金証書または介護年金証書
3 会社への通知による後継介護年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回 <第19条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 介護年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券兼介護年金証書または介護年金証書
4 遺言による後継介護年金受取人の変更指定 <第20条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 介護年金受取人の相続人の印鑑証明書 (4) 保険証券兼介護年金証書または介護年金証書
5 指定代理請求人の指定、変更指定または指定の撤回 <第21条>	(1) 会社所定の請求書 (2) 介護年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券兼介護年金証書または介護年金証書

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることができます。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類を会社が受付した日とみなします。

米ドル特約A型条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結
第2条 通貨
第3条 指標金利

第4条 特約の解約
第5条 特約の消滅
第6条 主約款の規定の準用

米ドル特約A型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、アメリカ合衆国通貨（以下、「米ドル」といいます。）を主契約における通貨として取り扱うことを主な内容とするものです。

（特約の締結）

- 第1条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。
 3. この特約を締結したときは、保険証券または保険証券兼年金証書に表示します。

（通貨）

- 第2条 この特約を付加した場合、主契約における通貨は、米ドルとします。

（指標金利）

- 第3条 この特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める積立利率の計算の基礎となる指標金利は、保険契約者が指定した据置期間の年数と同じ年数物の「金利スワップレート　米ドルー米ドル買値」とします。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約を年金支払総額保証付終身年金特約とあわせて付加した場合、年金支払総額保証付終身年金特約に定める積立利率の計算の基礎となる指標金利は、「金利スワップレート　10年物　米ドルー米ドル買値」とします。
 3. 前2項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により金利スワップレートが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど金利スワップレートを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することができます。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。）にその旨を通知します。

（特約の解約）

- 第4条 この特約のみの解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

- 第5条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（主約款の規定の準用）

- 第6条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

豪ドル特約A型条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結
第2条 通貨
第3条 指標金利

第4条 特約の解約
第5条 特約の消滅
第6条 主約款の規定の準用

豪ドル特約A型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、オーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。）を主契約における通貨として取り扱うことを主な内容とするものです。

（特約の締結）

- 第1条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。
3. この特約を締結したときは、保険証券または保険証券兼年金証書に表示します。

（通貨）

- 第2条 この特約を付加した場合、主契約における通貨は、豪ドルとします。

（指標金利）

- 第3条 この特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める積立利率の計算の基礎となる指標金利は、保険契約者が指定した据置期間の年数と残存期間が同じ年数の「オーストラリア国債の流通利回り」とします。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約を年金支払総額保証付終身年金特約とあわせて付加した場合、年金支払総額保証付終身年金特約に定める積立利率の計算の基礎となる指標金利は、「残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り」とします。
3. 前2項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化によりオーストラリア国債が消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなどオーストラリア国債を指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することができます。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。）にその旨を通知します。

（特約の解約）

- 第4条 この特約のみの解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

- 第5条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（主約款の規定の準用）

- 第6条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料円入金特約A型条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結
第2条 特約の適用

第3条 保険料円換算額または保険料円払込額の
算出に用いる為替レート
第4条 保険料円換算額の相違

保険料円入金特約A型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における外貨建の保険料を主契約における通貨と異なる通貨（日本国通貨（以下、「円」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。
3. この特約を締結したときは、保険証券または保険証券兼年金証書に表示します。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、外貨建の保険料を円に換算した金額（以下、「保険料円換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

2. 前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれた円貨の保険料相当額（以下、「保険料円払込額」といいます。）をもとに外貨建の保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料円換算額または保険料円払込額の算出に用いる為替レート）

第3条 前条第1項に規定する外貨建の保険料の円への換算または前条第2項に規定する保険料円払込額の外貨建の保険料への換算には、会社が保険料円換算額または保険料円払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。

2. 前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における対顧客電信売相場(TTS)（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

（保険料円換算額の相違）

第4条 保険契約者が払い込んだ金額と保険料円換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料米ドル入金特約A型条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結
第2条 特約の適用

第3条 保険料米ドル換算額または保険料米ドル
払込額の算出に用いる為替レート
第4条 保険料米ドル換算額の相違

保険料米ドル入金特約A型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における外貨建の保険料を主契約における通貨と異なる通貨（アメリカ合衆国通貨（以下、「米ドル」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

- 第1条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。
3. この特約を締結したときは、保険証券または保険証券兼年金証書に表示します。

（特約の適用）

- 第2条 この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、外貨建の保険料を米ドルに換算した金額（以下、「保険料米ドル換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。
2. 前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれた米ドルの保険料相当額（以下、「保険料米ドル払込額」といいます。）をもとに外貨建の保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料米ドル換算額または保険料米ドル払込額の算出に用いる為替レート）

- 第3条 前条第1項に規定する外貨建の保険料の米ドルへの換算または前条第2項に規定する保険料米ドル払込額の外貨建の保険料への換算には、会社が保険料米ドル換算額または保険料米ドル払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。
2. 前項に定める為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における米ドルの対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約の通貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

（保険料米ドル換算額の相違）

- 第4条 保険契約者が払い込んだ金額と保険料米ドル換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料ユーロ入金特約A型条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結
第2条 特約の適用

第3条 保険料ユーロ換算額または保険料ユーロ
払込額の算出に用いる為替レート
第4条 保険料ユーロ換算額の相違

保険料ユーロ入金特約A型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における外貨建の保険料を主契約における通貨と異なる通貨（欧洲単一通貨（以下、「ユーロ」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

- 第1条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。
 3. この特約を締結したときは、保険証券または保険証券兼年金証書に表示します。

（特約の適用）

- 第2条 この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、外貨建の保険料をユーロに換算した金額（以下、「保険料ユーロ換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。
2. 前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれたユーロの保険料相当額（以下、「保険料ユーロ払込額」といいます。）をもとに外貨建の保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料ユーロ換算額または保険料ユーロ払込額の算出に用いる為替レート）

- 第3条 前条第1項に規定する外貨建の保険料のユーロへの換算または前条第2項に規定する保険料ユーロ払込額の外貨建の保険料への換算には、会社が保険料ユーロ換算額または保険料ユーロ払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。
2. 前項に定める為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日におけるユーロの対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約の通貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

（保険料ユーロ換算額の相違）

- 第4条 保険契約者が払い込んだ金額と保険料ユーロ換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料豪ドル入金特約A型条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結
第2条 特約の適用

第3条 保険料豪ドル換算額または保険料豪ドル
払込額の算出に用いる為替レート
第4条 保険料豪ドル換算額の相違

保険料豪ドル入金特約A型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における外貨建の保険料を主契約における通貨と異なる通貨（オーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。
3. この特約を締結したときは、保険証券または保険証券兼年金証書に表示します。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、外貨建の保険料を豪ドルに換算した金額（以下、「保険料豪ドル換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

2. 前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれた豪ドルの保険料相当額（以下、「保険料豪ドル払込額」といいます。）をもとに外貨建の保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料豪ドル換算額または保険料豪ドル払込額の算出に用いる為替レート）

第3条 前条第1項に規定する外貨建の保険料の豪ドルへの換算または前条第2項に規定する保険料豪ドル払込額の外貨建の保険料への換算には、会社が保険料豪ドル換算額または保険料豪ドル払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。

2. 前項に定める為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における豪ドルの対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約の通貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

（保険料豪ドル換算額の相違）

第4条 保険契約者が払い込んだ金額と保険料豪ドル換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料ニュージーランドドル入金特約A型条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結
第2条 特約の適用

第3条 保険料ニュージーランドドル換算額または保険料ニュージーランドドル払込額の算出に用いる為替レート
第4条 保険料ニュージーランドドル換算額の相違

保険料ニュージーランドドル入金特約A型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における外貨建の保険料を主契約における通貨と異なる通貨（ニュージーランド通貨（以下、「ニュージーランドドル」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。
3. この特約を締結したときは、保険証券または保険証券兼年金証書に表示します。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、外貨建の保険料をニュージーランドドルに換算した金額（以下、「保険料ニュージーランドドル換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

2. 前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれたニュージーランドドルの保険料相当額（以下、「保険料ニュージーランドドル払込額」といいます。）をもとに外貨建の保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料ニュージーランドドル換算額または保険料ニュージーランドドル払込額の算出に用いる為替レート）

第3条 前条第1項に規定する外貨建の保険料のニュージーランドドルへの換算または前条第2項に規定する保険料ニュージーランドドル払込額の外貨建の保険料への換算には、会社が保険料ニュージーランドドル換算額または保険料ニュージーランドドル払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。

2. 前項に定める為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日におけるニュージーランドドルの対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約の通貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

（保険料ニュージーランドドル換算額の相違）

第4条 保険契約者が払い込んだ金額と保険料ニュージーランドドル換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

円支払特約A型条項〈目次〉

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結
第2条 特約の適用
第3条 解約返戻金を支払う場合の取扱
第4条 年金を支払う場合の取扱
第5条 死亡給付金を支払う場合の取扱

第6条 年金の一括支払を行なう場合の取扱
第7条 死亡一時金を支払う場合の取扱
第8条 その他返戻金を支払う場合の取扱
第9条 特約の解約
第10条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

円支払特約A型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における外貨建の年金または死亡給付金等を円により支払うことを可能とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、つぎの場合に、主契約に付加して締結します。

- (1) 主契約締結の際または主契約締結後年金支払開始日前までに保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したとき
- (2) 主約款または主契約に付加する特約の特約条項に定める死亡給付金の請求の際、死亡給付金受取人からの申出があり、かつ会社が承諾したとき
- (3) 主約款または主契約に付加する特約の特約条項に定める第1回の年金の請求の際、年金受取人からの申出があり、かつ会社が承諾したとき
- (4) 年金支払開始日以後、年金受取人からの申出があり、かつ会社が承諾したとき

2. この特約を締結したときは、保険証券、年金証書または保険証券兼年金証書に表示します。

(特約の適用)

第2条 この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、外貨建の解約返戻金、年金または死亡給付金等を円により支払います。

(解約返戻金を支払う場合の取扱)

第3条 円により解約返戻金を支払う場合には、請求書類を会社の本社が受付した日（書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合は、請求を会社が受付した日とします。以下同じ。なお、その日が、第2項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて解約返戻金を円に換算します。

2. 前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社の本社が受付した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下、同じ。）を下回ることはありません。

(年金を支払う場合の取扱)

第4条 円により年金を支払う場合には、年金支払日（第1回の年金の支払を年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日とする場合は、その日。以下、本条において同じ。）または請求書類を会社の本社が受付した日

の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、第2項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて年金を円に換算します。

2. 前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

3. 会社が主約款の規定により前2項の請求書類の省略を認めた場合は、つぎの各号のとおりとします。

(1) 第1項の規定中、「年金支払日（第1回の年金の支払を年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日とする場合は、その日。以下、本条において同じ。）または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日」とあるのは「年金支払日（第1回の年金の支払を年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日とする場合は、その日。以下、本条において同じ。）」と読み替えます。

(2) 第2項の規定中、「年金支払日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日」とあるのは「年金支払日」と読み替えます。

（死亡給付金を支払う場合の取扱）

第5条 円により死亡給付金を支払う場合には、請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、第2項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて死亡給付金を円に換算します。

2. 前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

（年金の一括支払を行なう場合の取扱）

第6条 円により年金の一括支払を行なう場合には、年金支払開始日（第1回の年金の支払を年金支払開始日からその日を含めて2か月経過した日の翌日とする場合は、その日。以下、本条において同じ。）または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、第2項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて年金の一括支払による支払金を円に換算します。

2. 前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

（死亡一時金を支払う場合の取扱）

第7条 円により死亡一時金を支払う場合には、請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、第2項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて死亡一時金を円に換算します。

2. 前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

（その他返戻金を支払う場合の取扱）

第8条 主約款の規定により、解約返戻金（第3条に該当するものを除く。）または積立金等（以下、「その他返戻金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者、被保険者または死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、その他返戻金を円により支払います。

2. 円によりその他返戻金を支払う場合には、前項の申出があった日の翌営業日（その日が、第3項に規定する会社が

指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。) における会社の定める為替レートを用いてその他返戻金を円に換算します。

3. 前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する第1項の申出があった日の翌営業日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における対顧客電信買相場(TTB)を下回ることはありません。

(特約の解約)

第9条 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。)は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、主約款の通貨に関する規定により、以後、解約返戻金、年金または死亡給付金等を支払います。

2. 死亡給付金受取人は、死亡給付金の請求の際にこの特約を解約することができます。この場合、主約款の通貨に関する規定により死亡給付金を支払います。

3. 前2項の規定によりこの特約を解約したときは、保険証券(年金支払開始日以後は年金証書。)に表示します。

4. 第1項および第2項の規定によりこの特約を解約する場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、請求書類(別表1)を提出してください。

(主約款の規定の準用)

第10条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目		請求書類
1	特約の解約 <第9条>	(1) 会社所定の契約内容変更請求書 (2) 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)または死亡給付金受取人の印鑑 証明書 (3) 保険証券(年金支払開始日以後は年金証書または保険証券兼年金証書)

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることができます。なお、書類の提出以外の方法(会社の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類を会社が受付した日とみなします。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項〈目次〉

第1条 特約の適用

第2条 規定の読み替え

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下、「情報端末」といいます。）を利用して保険契約（主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）および主契約に付加される特約をいいます。）の申込の手続を行なう場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(規定の読み替え)

第2条 前条の規定によりこの特約を適用する場合、主契約の普通保険約款および特約条項のつぎに掲げる規定は、下表のとおり読み替えます。

	読み替え前	読み替え後
告知義務に関する規定	会社所定の書面で告知を求めた	情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末に表示され、会社が告知を求めた
	その書面により告知する	その情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することにより告知する
誤りの処理に関する規定 (契約年齢、性別、喫煙歴または健康状態等)	保険契約申込書に記載された	情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された
	告知書に記載された	情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の告知画面に入力し、会社に送信された

MEMO

特約

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項

MEMO

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことからを記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に、

	ページ
●ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除 (クーリング・オフ)について	12
●死亡給付金などをお支払いできない場合について	34
●保険会社の責任開始期について	36
●解約、一部解約について	38

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、ご説明のなかでわかりにくい点がございましたら下記にお問合せください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

ご照会は

マニュライフ生命投資型商品カスタマーセンター

TEL 0120-925-008

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特に重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みください。

マニュライフ生命保険株式会社

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

投資型商品カスタマーセンター 0120-925-008

受付時間／月～金 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く)

www.manulife.co.jp

お取扱いは

担当者は